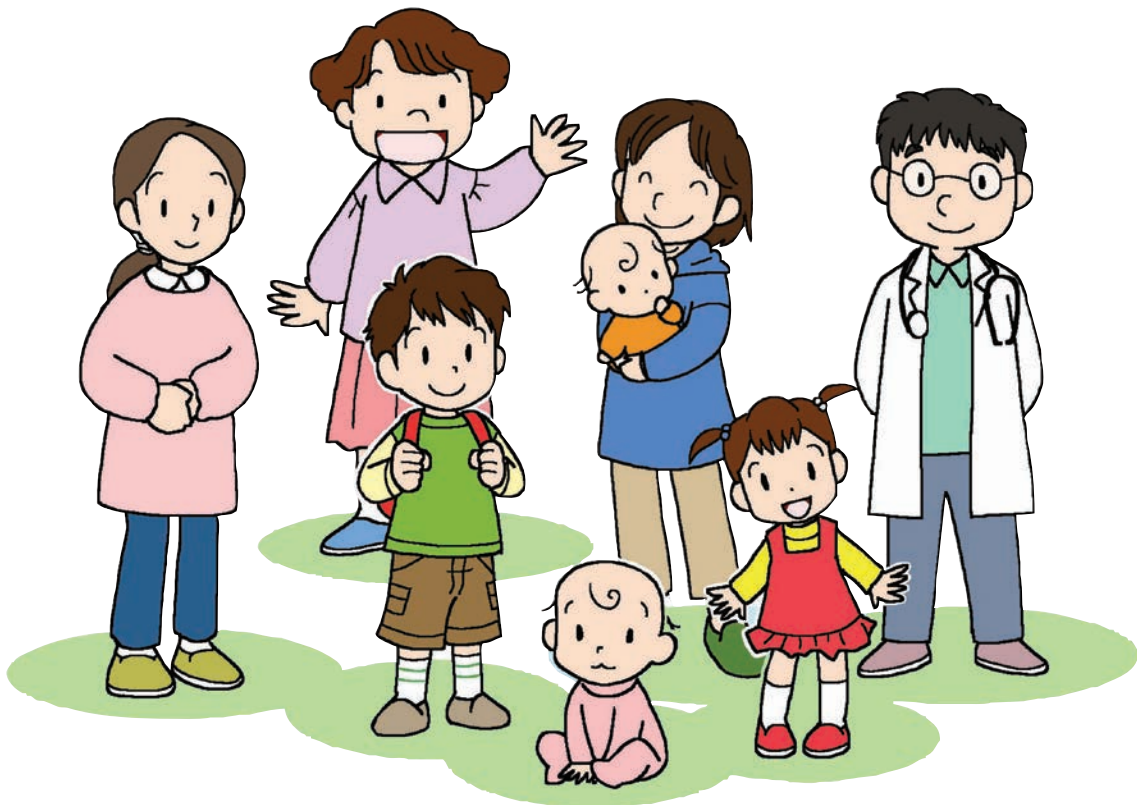


地域みんなで見守り育む

子どもの笑い声が聞こえるまちづくり

御 嵩 町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年 3月

はじめに

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づき、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度にスタートすることとなりました。



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、少子化が進む中、将来の担い手の育成のために社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本町では、これまで「御嵩町次世代育成支援行動計画（前期・後期）」に沿って、地域子育て支援拠点施設「ぼっぼかん」の開設、ファミリー・サポート・センターの設置、保育園や児童館の改修・改築等の子育て支援に取り組んできたところです。

一方、アンケート調査では、保育施設等の老朽化への対応、より質の高いサービス、放課後児童クラブの受け入れ年齢の引き上げなどサービスの充実や、保育料を含めた経済面での支援を求める声があります。また、ゲームなど家の中で遊ぶ子どもが多く、体験的な活動が少ないことを危惧する声もあります。さらに、全国各地で、子どもへの虐待、ひきこもりや不登校、インターネット等によるいじめや子どもを巻き込んだ犯罪など、子どもから輝きを奪うような問題が現れています。

このため、子ども・子育て支援新制度のもと、これらの課題やニーズを踏まえて御嵩町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画では、保育施設の改善、児童館等の充実、放課後児童クラブの充実等を図ることとしています。また、子ども・子育て支援事業にとどまらず、妊娠期から思春期まで途切れのない支援、障がいのある児童への支援、安全対策など子どもの総合計画として多くの施策を盛り込みました。

今後は、基本理念として掲げた「地域のみんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」をめざして計画を推進していきます。また、子どもの見守り、子どもの育ちを支援する活動などについては、皆さまの参加が必要となりますので、引き続きご理解と積極的な参加をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆さまに対し、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

御嵩町長 渡邊 公夫

も く じ

計画策定にあたって／1

1	計画策定の背景	1
(1)	子ども・子育て関連3法の制定	1
(2)	本町における取り組み	1
2	計画の性格	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	他計画との関係	2
(3)	計画の期間	2
3	計画の策定体制	2
(1)	御嵩町子ども・子育て会議	2
(2)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	2

第1部 御嵩町の現状

第1 子どもを取り巻く現状／4

1	人口構造	4
(1)	人口の推移	4
(2)	人口ピラミッド	5
(3)	子ども数の推移	6
2	出生の動向	7
(1)	出生数・出生率の推移	7
(2)	母親の年齢階級別出生数の推移	8
(3)	合計特殊出生率の推移	8
(4)	第1子出生時の母親の平均年齢の推移	9
(5)	低体重児出生率の推移	9
(6)	乳児死亡率の推移	9
3	世帯の状況	10
(1)	子どものいる世帯	10
(2)	家族類型	10
(3)	平均世帯人員	11
4	女性の就業状況	12
(1)	女性の就業率	12
(2)	女性の産業別就業状況	13

5	婚姻の動向	13
(1)	未婚率の推移	13
(2)	離婚件数の推移	14
第2 子育て支援サービス等の現状／15		
1	保育サービス	15
(1)	保育園の概要	15
(2)	保育園の利用児童数	15
(3)	各種保育サービス	16
<参考>	認可保育園・幼稚園の利用率	18
2	幼稚園	19
(1)	幼稚園の概要	19
(2)	幼稚園の利用児童数の推移	19
(3)	預かり保育	19
3	小・中学校	20
(1)	小学校	20
(2)	中学校	20
4	健全育成	22
(1)	放課後児童クラブ	22
(2)	児童館	22
5	地域の子育て支援	23
(1)	地域子育て支援センター	23
(2)	ふれあいサロン	23
(3)	ことばの教室（児童発達支援）	23
(4)	ファミリー・サポート・センター	24
6	保健サービス	25
(1)	健康診査	25
(2)	赤ちゃん訪問	26
(3)	教室・実習	27
(4)	育児相談	28
(5)	予防接種	29

第2部 計 画

第1 基本計画／32

1	基本理念	32
(1)	基本理念	32
(2)	基本的な考え方	33
2	基本目標	34
3	子ども数の推計	36
4	計画の体系	37
5	重点施策	41
(1)	保育施設の改善	41
(2)	児童館等の充実	41
(3)	放課後児童クラブの充実	41
(4)	妊娠期から思春期まで途切れのない支援と親に寄り添う支援の充実	41
6	サービス量の見込みの考え方	42
(1)	幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方	42
(2)	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	43

第2 実施計画／44

1	健やかに生み育てるための環境づくり	44
(1)	子どもと親の健康の確保と増進	44
(2)	小児医療等の充実	50
(3)	食育の推進	51
(4)	思春期の保健対策の充実	52
2	すべての子育て家庭を支える体制づくり	55
(1)	幼児期の教育・保育の充実	55
(2)	子育て支援の充実	59
(3)	支援を要する子どもへの対応	63
(4)	親の仕事と生活の調和	66
(5)	子どもと家族の人権を守るための支援	67
3	親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	69
(1)	子どもの健全育成対策の充実	69
(2)	教育環境の充実	72
(3)	次代の親の育成	74

4	子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり	76
(1)	子どもの安全確保	76
(2)	子育てに配慮した生活環境の整備	77

第3 計画の推進／79

1	計画の推進体制	79
(1)	御嵩町子ども・子育て会議の開催	79
(2)	庁内の推進体制	79
(3)	関係機関との連携	79
(4)	住民と行政の協働による推進	79
(5)	地域における連携	79
2	計画の進行管理	80

第3部 資料

1	計画の策定経緯	82
2	御嵩町子ども・子育て会議	83
(1)	御嵩町子ども・子育て会議条例	83
(2)	御嵩町子ども・子育て会議委員名簿	84
3	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	85
(1)	調査の概要	85
(2)	母親の就労状況	86
(3)	母親の就労意向	86
(4)	育児休業の取得の有無	86
(5)	定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童）	87
(6)	平日の保育園の利用状況と利用意向（就学前児童）	88
(7)	土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）	89
(8)	子どもが病気等で保育園・幼稚園や学校が利用できなかったこと	89
(9)	不定期の教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）	91
(10)	地域子育て支援拠点事業（ぽっぽかん）の利用状況と利用意向 （未満児）	92
(11)	放課後児童クラブの利用状況（小学生）	92
(12)	放課後子ども教室の利用状況・利用意向（小学生）	94
(13)	ファミリー・サポート・センターの利用意向（就学前児童）	95
(14)	保育園の民営化について	95
(15)	子育ての環境や支援への満足度	95
(16)	子育ての悩み	96

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 子ども・子育て関連3法の制定

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。

この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度にスタートすることとなりました。

子ども・子育て支援法では、市町村に教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と法に基づく業務の円滑な実施を図るために「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。

(2) 本町における取り組み

本町においては、平成17年3月には次世代育成支援対策推進法に基づく「御嵩町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成20年度には地域子育て支援拠点「ぽっぽかん」を開設し、育児相談や保護者同士の交流などを通じて育児不安の解消を図っています。同年度、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供をめざし御嵩保育園の民営化を図りました。

さらに、平成22年3月には「御嵩町次世代育成支援後期行動計画」（以下「後期行動計画」といいます）を策定し、その後ファミリー・サポート・センターの設置、上之郷保育園の改修、伏見児童館の改築等を推進してきました。一方、病児保育やファミリー・サポート・センターの利用が進まないことや、放課後児童クラブの設置ができていない校区があることや受け入れ年齢の引き上げなどの課題があります。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しました。

この計画は、後期行動計画を引き継ぐ計画とも位置づけ、また母子保健計画の内容を包摂する、本町における子どもの総合的な計画として策定しました。

(2) 他計画との関係

この計画は、本町の地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、男女共同参画プランなど、関連計画との整合性を図りながら策定しました。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。

3 計画の策定体制

(1) 御嵩町子ども・子育て会議

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者、商工関係者など、子ども・子育てに関する関係者で構成する「御嵩町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画策定に先立ち、保護者の就労状況、幼児期の教育・保育のニーズ、地域の子育て支援事業や放課後児童クラブのニーズ、子育てで困っていること、などを把握するため、就学前児童保護者および小学生保護者を対象にアンケートを実施しました。

A decorative flourish consisting of two symmetrical, flowing lines that curve upwards and then downwards, framing the text in the center.

第1部 御嵩町の現状

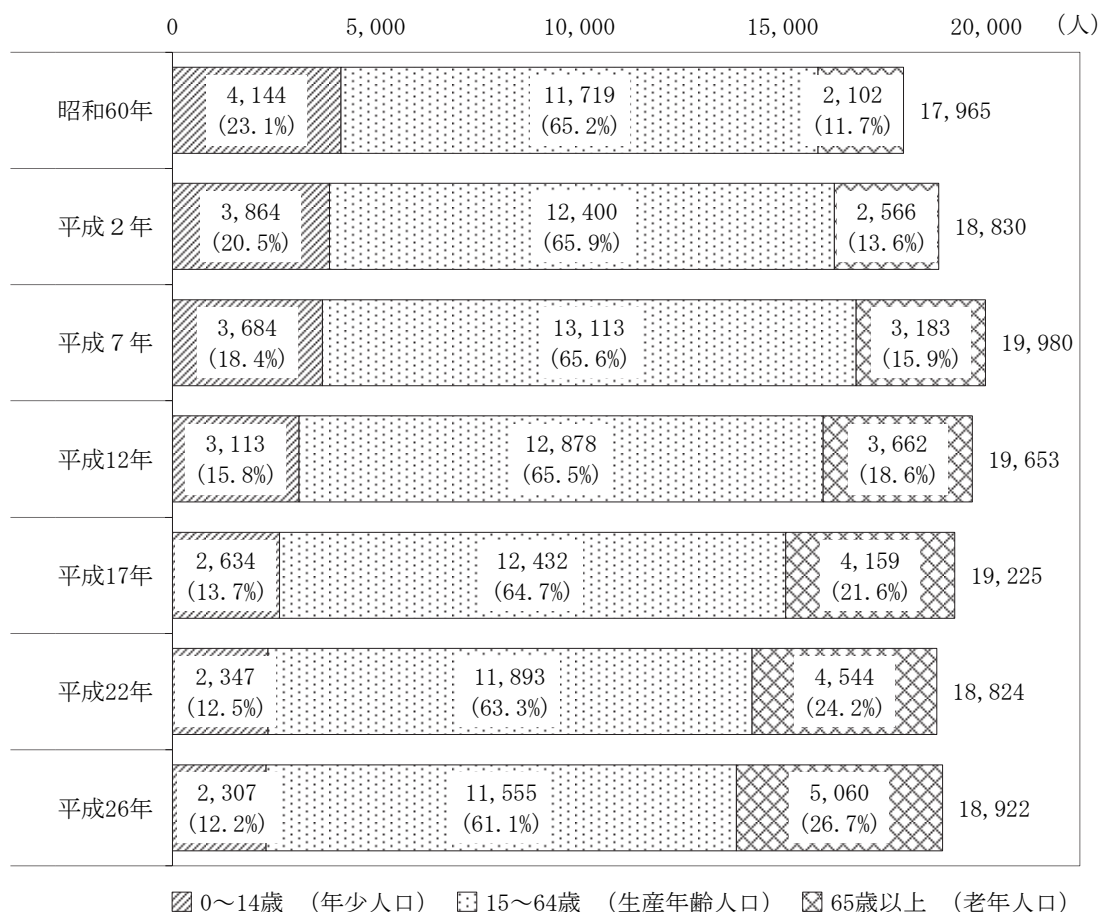
第1 子どもを取り巻く現状

1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成26年4月1日現在18,922人となっています。年齢別にみると、65歳以上人口が大幅な増加を続ける一方、0～14歳人口は減少を続け、平成12年には65歳以上人口が0～14歳人口を上回りました。

図表 1. 1. 1 人口の推移



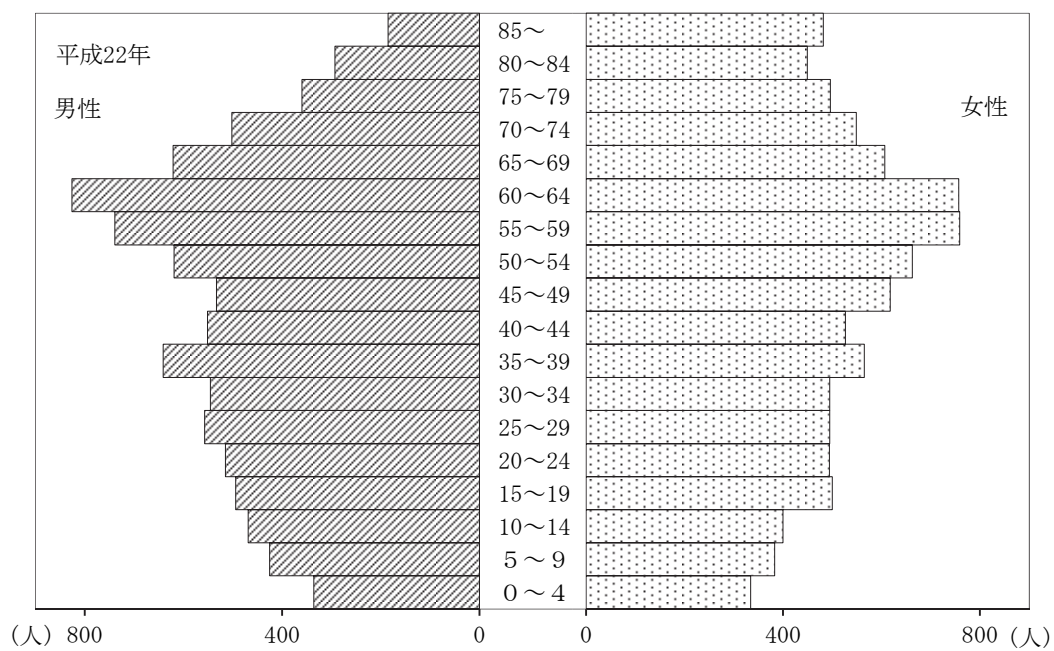
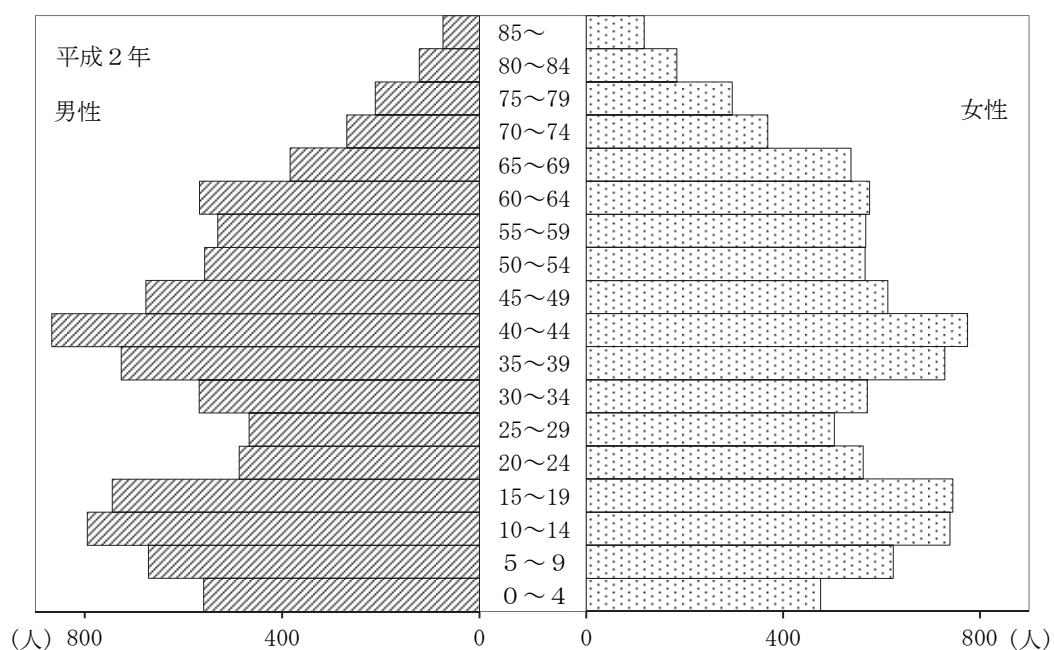
(注) 総人口は年齢不詳者を含む

資料：平成22年までは「国勢調査」。平成26年は4月1日現在の住民基本台帳人口。

(2) 人口ピラミッド

平成2年と平成22年の人口ピラミッドを比べると、平成2年の団塊世代と団塊ジュニアが突出したひょうたん型から、平成22年には裾がすぼまるつぼ型へと変化しています。

図表 1. 1. 2 人口ピラミッド



資料：「国勢調査」

(3) 子ども数の推移

本町の子ども数（18歳未満人口）は、昭和60年以降減少を続け、平成26年4月1日現在2,825人となっています。年齢別にみると、いずれの年齢も減少傾向にありますが、0～2歳、3～5歳、12～14歳は平成26年が平成22年をわずかながらも上回っています。

図表 1. 1. 3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
0 歳	198	169	149	147	133	122	127
1 歳	227	181	161	148	125	131	138
2 歳	239	221	195	146	137	141	136
0～2歳	664	571	505	441	395	394	401
3 歳	246	210	206	144	159	136	140
4 歳	237	254	222	177	162	140	136
5 歳	287	229	218	189	166	149	161
3～5歳	770	693	646	510	487	425	437
6 歳	255	265	238	188	169	153	126
7 歳	303	269	268	214	160	146	164
8 歳	270	260	257	218	167	181	141
6～8歳	828	794	763	620	496	480	431
9 歳	326	272	305	233	192	179	171
10 歳	292	307	275	227	200	176	167
11 歳	344	284	304	247	204	185	169
9～11歳	962	863	884	707	596	540	507
12 歳	319	313	311	271	211	160	179
13 歳	317	288	284	259	225	160	180
14 歳	284	342	291	305	224	188	172
12～14歳	920	943	886	835	660	508	531
15 歳	267	317	332	283	223	184	179
16 歳	284	345	289	296	255	211	154
17 歳	294	334	324	315	260	210	185
15～17歳	845	996	945	894	738	605	518
計	4,989	4,860	4,629	4,007	3,372	2,952	2,825

資料：平成22年までは「国勢調査」。平成26年は4月1日現在の住民基本台帳人口。

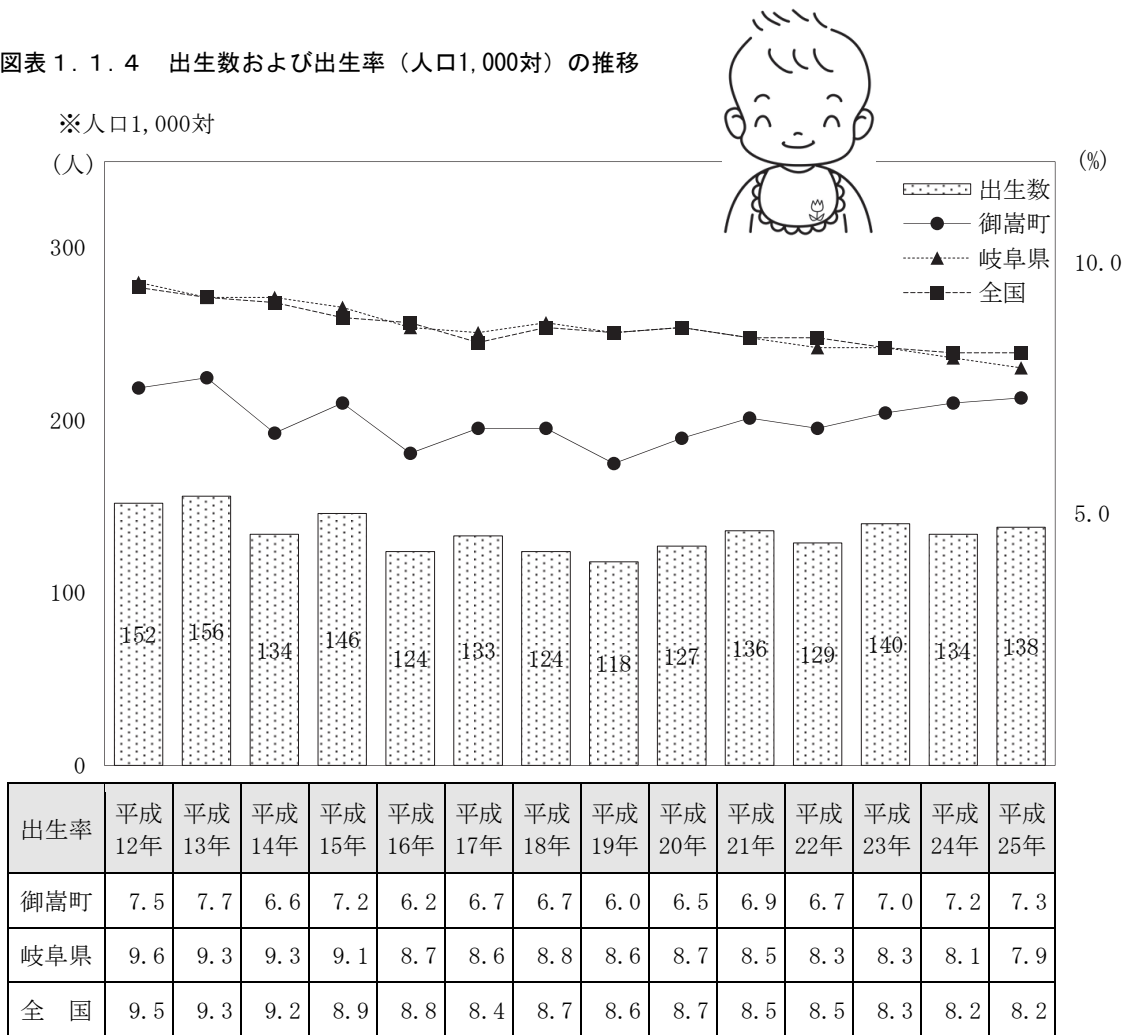
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本町における平成25年の出生数は138人です。平成19年に118人と落ち込みましたが、その後は120～140人台で推移しています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は岐阜県、全国より低い率で推移しています。

図表 1. 1. 4 出生数および出生率（人口1,000対）の推移



資料：御嵩町は保健事業実績、岐阜県、全国は人口動態統計

(2) 母親の年齢階級別出生数の推移

平成24年の母親の年齢別出生数をみると、25～29歳、30～34歳の年齢層が64.2%を占めています。平成24年は、35歳以上が全体の20%を上回っています。

図表 1. 1. 5 母親年齢5歳階級ごとの出生数および構成比

母親の年齢	平成18年		平成19年		平成20年		平成23年		平成24年	
	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)	出生数(人)	構成比(%)
15～19歳	4	3.2	5	4.2	3	2.4	5	3.6	1	0.7
20～24歳	26	21.0	19	16.1	20	15.7	17	12.1	20	14.9
25～29歳	39	31.5	29	24.6	40	31.5	48	34.3	46	34.3
30～34歳	42	33.9	43	36.4	42	33.1	43	30.7	40	29.9
35～39歳	12	9.7	18	15.3	21	16.5	21	15.0	24	17.9
40歳以上	1	0.8	4	3.4	1	0.8	6	4.3	3	2.2
不明	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
計	124	100.0	118	100.0	127	100.0	140	100.0	134	100.0

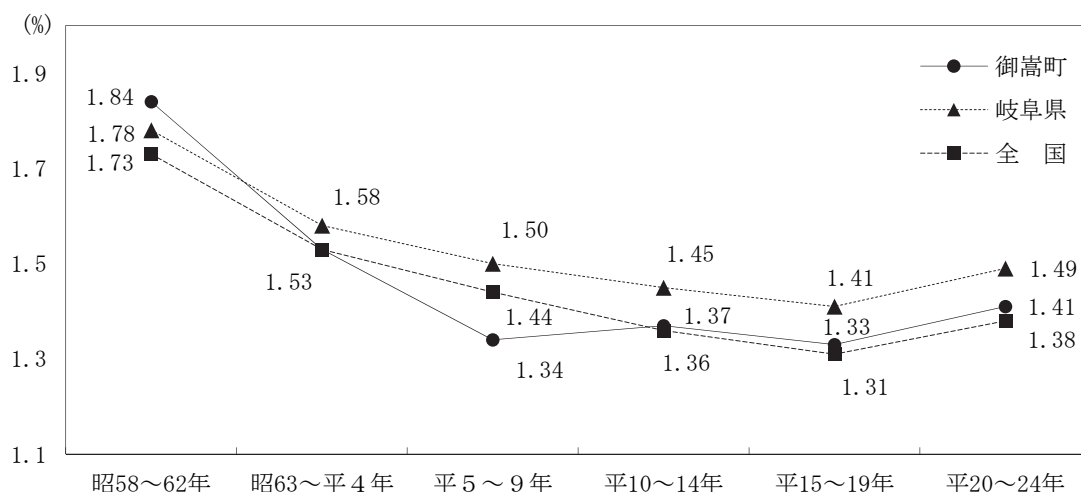
資料：保健事業実績

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本町の合計特殊出生率は、平成5～9年以降1.3台が続いていましたが、平成20～24年は1.41と上昇しています。岐阜県、全国と比べると、岐阜県より低く、全国より高くなっています。

図表 1. 1. 6 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみると、全国、県は晩婚化の進展等により、年々高くなっていますが、本町は年によって上下しているものの、全般的に岐阜県、全国より低い年齢で推移しています。

図表 1. 1. 7 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

単位：歳

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
御嵩町	27.1	28.6	26.7	27.0	26.5	27.8	27.8	29.0	28.5
岐阜県	28.6	28.8	28.9	29.0	29.1	29.4	29.5	29.5	29.8
全国	28.9	29.1	29.2	29.4	29.5	29.7	29.9	30.1	30.3

資料：御嵩町は保健事業実績、岐阜県および全国は人口動態統計

(5) 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500g未満の低体重児の数をみると、本町は人口規模の関係から年によって多少ばらつきがありますが、岐阜県、全国は9%台で推移しています。

図表 1. 1. 8 低体重児出生数・率の推移

単位：%

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
御嵩町	数	17人	10人	9人	6人	11人	16人	15人	7人	12人	8人
	率	11.6	7.8	6.7	4.8	9.2	13.1	11.5	5.5	9.1	6.0
岐阜県 (率)	9.1	9.8	9.5	9.3	9.3	9.2	9.4	9.3	9.7	9.5	
全国 (率)	9.1	9.4	9.5	9.6	9.8	9.6	9.6	9.5	9.6	9.6	

資料：人口動態統計

(6) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡といい、出生1,000対の乳児死亡率でみます。本町は、平成16年、17年、24年にそれぞれ1人の死亡があり、その他の年は乳児の死亡はありません。

図表 1. 1. 9 乳児死亡数・率の推移

(率は出生1,000対)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
御嵩町	数	0	1人	1人	0	0	0	0	0	1人
	率	-	7.8	7.4	-	-	-	-	-	7.5
岐阜県 (率)	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	3.3	2.2	2.4	2.9	1.6
全国 (率)	2.7	2.6	3.0	3.3	2.4	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2

資料：人口動態統計

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

本町の平成22年の一般世帯は6,326世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は1,702世帯となっています。総世帯数は増加していますが、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少を続けています。

子どものいる世帯の割合は、本町は岐阜県、全国に比べて高い率で推移してきましたが、平成22年は岐阜県を下回りました。

図表 1. 1.10 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
御 嵩 町	5,000 (100.0)	5,648 (100.0)	5,813 (100.0)	5,960 (100.0)	6,326 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	2,511 (50.2)	2,422 (42.9)	2,172 (37.4)	1,902 (31.9)	1,702 (26.9)
6歳未満親族のいる一般世帯	887 (17.7)	844 (14.9)	726 (12.5)	663 (11.1)	617 (9.8)
岐 阜 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(44.5)	(37.1)	(32.9)	(29.8)	(27.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(16.0)	(14.1)	(13.5)	(12.3)	(10.9)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)
6歳未満親族のいる一般世帯	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)

資料：「国勢調査」

(2) 家族類型

平成22年の国勢調査から子どものいる世帯の家族類型をみると、核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が65.7%、6歳未満親族のいる世帯が70.2%となっています。

本町の子どものいる核家族世帯の割合は、全国はもとより比較的核家族世帯の割合が低い岐阜県よりも低くなっています。言い換えれば、本町は祖父母等との同居世帯が多いことが特徴といえます。

本町のひとり親世帯は、母子世帯が59世帯、父子世帯が13世帯です。母子世帯は、平成12年の38世帯、平成17年の48世帯から増加が続いています。

図表 1. 1. 11 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
御 嵩 町	6,326 (100.0)	3,861 (61.0)	1,413 (20.2)	50 (0.8)	1,138 (18.0)	59 (0.9)	13 (0.2)
18歳未満親族の いる世帯	1,702 (100.0)	1,118 (65.7)	572 (33.6)	7 (0.4)	5 (0.3)	57 (3.3)	13 (0.8)
6歳未満親族 いる世帯	617 (100.0)	433 (70.2)	183 (29.7)	1 (0.2)	0 (-)	11 (1.8)	0 (-)
岐 阜 県	(100.0)	(57.4)	(18.3)	(0.7)	(23.6)	(1.3)	(0.1)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(67.5)	(32.0)	(0.4)	(0.2)	(4.6)	(0.5)
6歳未満親族 いる世帯	(100.0)	(72.9)	(26.7)	(0.4)	(-)	(2.1)	(0.1)
全 国	(100.0)	(56.3)	(10.2)	(0.9)	(32.4)	(1.5)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(80.0)	(19.4)	(0.4)	(0.3)	(5.8)	(0.6)
6歳未満親族 いる世帯	(100.0)	(83.7)	(16.0)	(0.3)	(0.0)	(2.8)	(0.2)

資料：「国勢調査」平成22年

(3) 平均世帯人員

平成22年における本町の子どもがいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.50人、6歳未満親族のいる世帯が4.45人となっています。本町は比較的祖父母等との同居世帯が多いことから、平均世帯人員は、岐阜県、全国を上回っています。しかし、徐々に世帯の規模が縮小していく傾向は、岐阜県、全国と同じです。

図表 1. 1. 12 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
御 嵩 町	3.74	3.53	3.36	3.19	2.94
18歳未満親族のいる一般世帯	4.88	4.82	4.71	4.59	4.50
6歳未満親族のいる一般世帯	5.17	4.99	4.75	4.60	4.45
岐 阜 県	3.40	3.22	3.07	2.92	2.78
18歳未満親族のいる一般世帯	4.70	4.70	4.60	4.47	4.35
6歳未満親族のいる一般世帯	4.94	4.77	4.55	4.41	4.35
全 国	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.35	4.24	4.13	4.06
6歳未満親族のいる一般世帯	4.50	4.34	4.18	4.10	4.04

資料：「国勢調査」

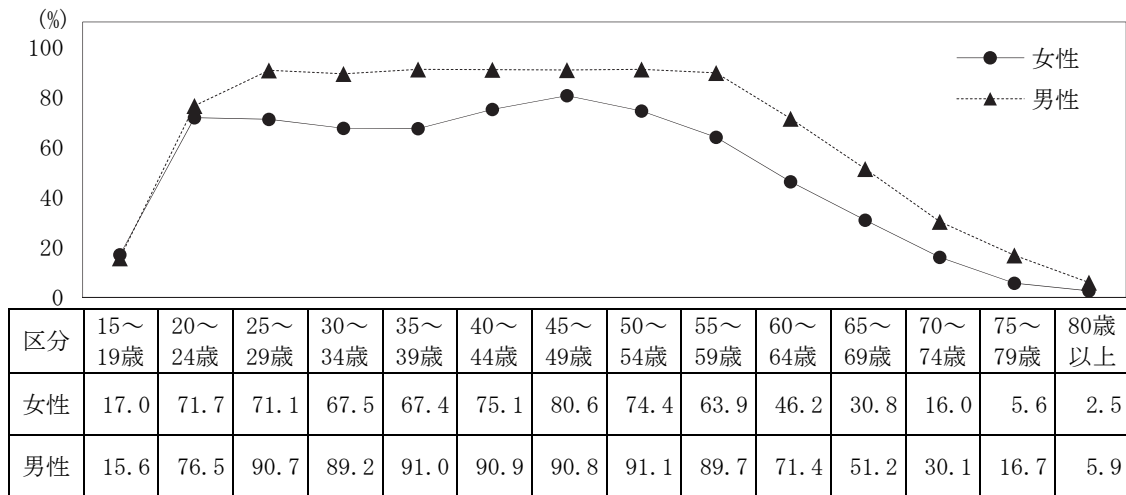
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、25～29歳で90%を超え、その後も90%前後で推移し、定年退職を迎える60代から急激に低下していきます。これに対し女性は、20代の71%台から30代には67%台に低下し、40代から再度上昇します。45～49歳で80.6%とピークに達し、その後徐々に低下していきます（図表1.1.13）。

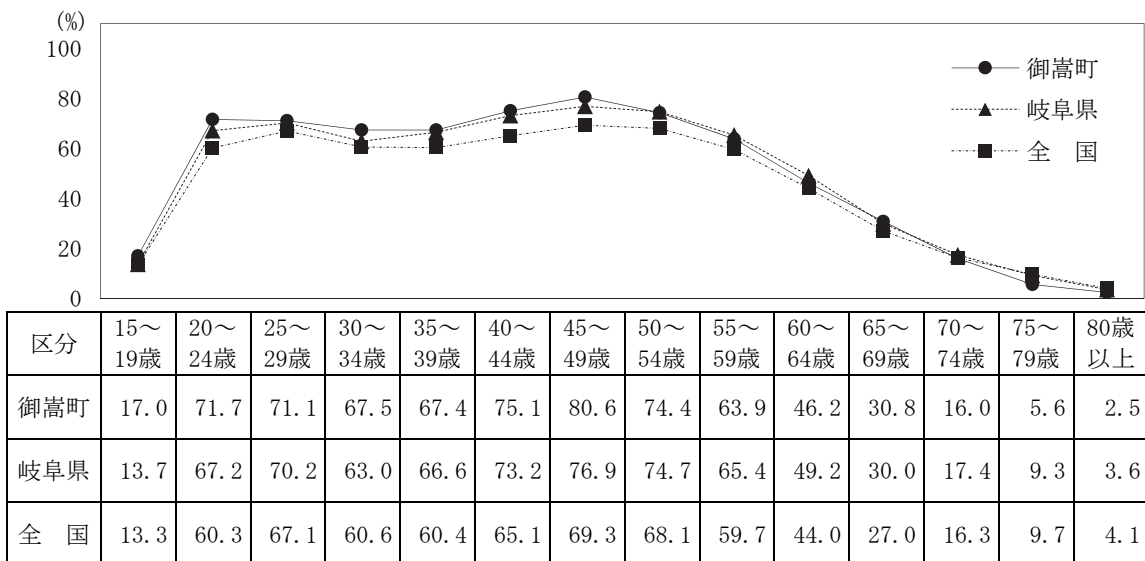
女性の年齢別の就業率は、出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが一段落した40代から再び仕事に就くというM字を描きますが、岐阜県、全国に比べると、本町は比較的落ち込みが浅くなっています（図表1.1.14）。

図表 1. 1. 13 性別の年齢別就業率



資料：「国勢調査」平成22年

図表 1. 1. 14 女性の年齢別就業率



資料：「国勢調査」平成22年

(2) 女性の産業別就業状況

平成22年の国勢調査から本町の15歳以上の女性就業者を産業別にみると、「製造業」が25.8%と最も高く、「卸売・小売業」「医療、福祉」も15%以上と比較的高くなっています。全国に比べると、製造業が高いことが特徴としてあげられます。

図表 1. 1. 15 産業別にみた女性の就業者数

単位：(%)

区分	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	学術研究、専門・技術サービス業	飲食店、宿泊業、娯楽業	生活関連サービス業、医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業	
御嵩町	1.1	0.0	-	-	2.6	25.8	0.1	0.4	1.7	18.2	2.4	0.4	1.1	6.9	8.5	16.2	4.6	0.7	3.8	2.2	3.3
岐阜県	2.7	0.1	0.0	0.0	3.0	18.8	0.2	0.8	2.2	19.5	3.2	0.9	1.8	8.5	5.7	17.3	5.6	0.7	4.1	1.9	3.1
全国	3.5	0.0	0.2	0.0	2.7	11.7	0.2	1.8	2.4	19.4	3.2	1.7	2.4	8.3	5.1	18.4	5.8	0.6	5.0	2.0	5.8

資料：「国勢調査」平成22年

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて、男女ともに30代は上昇が続いています。特に女性の30～34歳は20ポイント以上上昇しています。一方、20代は平成17年までは上昇傾向にありましたが、平成22年は平成17年を下回りました。

図表 1. 1. 16 未婚率の推移

単位：%

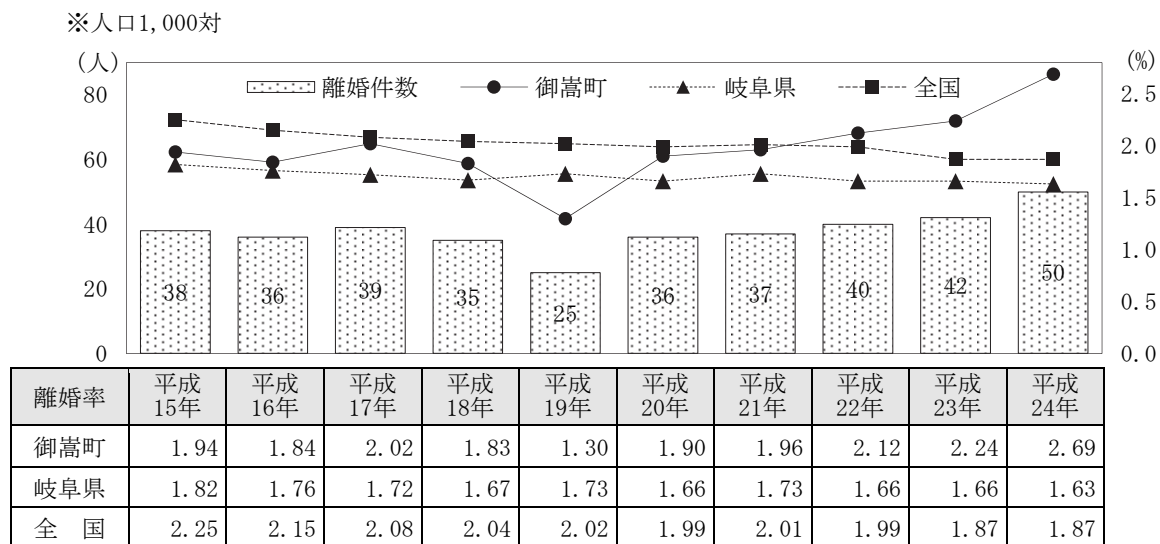
区分	女性				男性				
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
20歳～24歳	御嵩町	88.0	88.4	89.7	87.2	92.4	93.9	94.3	93.2
	岐阜県	87.6	88.0	88.0	89.0	93.2	92.6	92.9	93.8
	全国	86.4	87.9	88.7	89.6	92.6	92.9	93.4	94.0
25歳～29歳	御嵩町	46.0	54.2	59.5	57.8	68.7	70.3	73.7	72.9
	岐阜県	44.3	50.7	55.0	55.9	65.0	66.8	68.8	70.0
	全国	48.0	54.0	59.0	60.3	66.9	69.3	71.4	71.8
30歳～34歳	御嵩町	11.1	17.8	25.7	31.8	32.8	38.8	46.0	48.9
	岐阜県	14.0	21.0	26.2	29.4	31.9	37.8	42.5	44.7
	全国	19.7	26.6	32.0	34.5	37.3	42.9	47.1	47.3
35歳～39歳	御嵩町	4.1	6.8	12.5	16.9	18.9	18.9	27.2	36.2
	岐阜県	6.1	9.5	14.4	18.0	17.3	21.5	27.5	32.1
	全国	10.0	13.8	18.4	23.1	22.6	25.7	30.0	35.6

資料：「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

本町における離婚件数は、30件前後で推移していましたが、平成22年は40件、平成24年は50件と増加しています。これに伴い、離婚率（人口1,000対）は平成22年以降上昇し、岐阜県、全国を上回っています。

図表 1. 1. 17 離婚件数の推移



資料：人口動態統計

第2 子育て支援サービス等の現状

1 保育サービス

(1) 保育園の概要

本町には、町立保育園3か所、私立保育園1か所、計4園があります。園別にみた利用対象年齢、保育時間等は図表1.2.1のとおりです。

図表1.2.1 保育時間・入園年齢等の状況（平成26年度）

区分	入園年齢		保育時間		備考	
			平日	土曜日		
公立	上之郷保育園	6か月～	通常 長時間	8:00～16:00 7:30～18:30	無	障がい児保育
	中保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:00～19:00	8:00～16:00 無	障がい児保育
	伏見保育園	6か月～	通常 長時間	8:00～16:00 7:30～18:30	無	障がい児保育
私立	御嵩保育園	6か月～	通常 延長	8:00～16:00 7:00～19:00	8:00～16:00 無	障がい児保育、一時保育、休日保育

(2) 保育園の利用児童数

平成26年4月現在、認可保育園を利用している児童は356人です。年齢別にみると、3歳未満児が91人、3歳児が86人、4歳児が74人、5歳児が105人となっています。

年齢別にみると、平成26年度は1・2歳児の利用が大幅に増加しています。

図表1.2.2 保育園の年齢別利用児童数の推移

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成22年度	4	26	18	90	80	96	314
平成23年度	2	23	35	75	98	82	315
平成24年度	9	18	31	101	75	96	330
平成25年度	8	28	26	72	103	74	311
平成26年度	9	42	40	86	74	105	356

(注) 各年4月1日現在

園別に利用児童数をみたものが図表1.2.3です。町立保育園に246人、私立保育園に104人、町外保育園に6人が通っています。

図表 1. 2. 3 認可保育園別入園児童数

単位：人

区 分	定員	入 園 児 童 数								保 育 士 数
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
公立	上之郷保育園	45	30	0	2	3	6	3	16	5
	中 保 育 園	110	117	3	17	15	25	29	28	15
	伏 見 保 育 園	110	99	3	8	10	27	21	30	16
私立	御 嵩 保 育 園	100	104	2	14	11	28	19	30	15
広域入所			6	1	1	1	0	2	1	
計			356	9	42	40	86	74	105	

(注) 平成26年4月1日現在

(3) 各種保育サービス

① 延長保育

延長保育は、町内4園のうち2園が実施しており、平成25年度は52人の利用がありました。

図表 1. 2. 4 延長保育の実施状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 25 年
実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2
利用者数 (人)	34	44	36	48	52

② 乳児保育

乳児保育は、町内すべての園で実施しています。平成25年度は17人の利用がありました。

図表 1. 2. 5 乳児保育の実施状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 25 年
実施か所数 (か所)	3	2	2	3	3
利用者数 (人)	4	10	7	16	17

③ 一時預かり

一時預かりは、ふだんは家庭で保育している子どもを、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないときに、緊急、一時的に預かるサービスです。御嵩保育園が実施しており、平成25年度は延べ1,054人の利用がありました。

図表 1. 2. 6 一時預かりの実施状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	408	567	507	966	1,054

④ 休日保育

日曜や祝日に子どもを預かる休日保育は、御嵩保育園が実施しており、平成25年度は延べ96人の利用がありました。

図表 1. 2. 7 休日保育の実施状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	24	24	26	36	96

⑤ 障がい児保育

すべての保育園で発達の違いや障がいのある子どもの受け入れを行っており、利用は増加傾向にあります。

図表 1. 2. 8 障がい児保育の実施状況

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数 (か所)	4	3	3	3	3	3	3	3
利用者数 (人)	11	14	14	16	22	20	39	24

<参考> 認可保育園・幼稚園の利用率

平成26年度当初の保育園・幼稚園の利用状況をみると、3～5歳児は、97%以上、1・2歳児も約30%となっています。平成20年と比較すると、未満児の利用率が高くなっています。

図表 1. 2. 9 保育園・幼稚園の利用状況（平成26年）

区分	総数 a	保育園		幼稚園		計	
		人数 b(人)	割合 b÷a(%)	人数 c(人)	割合 c÷a(%)	人数 b+c(人)	割合 (b+c)÷a(%)
0歳	127	9	7.1			9	7.1
1歳	138	42	30.4			42	30.4
2歳	136	40	29.4			40	29.4
3歳	140	86	61.4	51	36.4	137	97.9
4歳	136	74	54.4	60	44.1	134	98.5
5歳	161	105	65.2	54	33.5	159	98.8
計	838	356	42.5	165	19.7	512	61.1

(注) 保育園は平成26年4月1日現在、幼稚園は平成26年5月1日現在

図表 1. 2. 10 保育園・幼稚園の利用状況（平成20年）

区分	総数 a	保育園		幼稚園		計	
		人数 b(人)	割合 b÷a(%)	人数 c(人)	割合 c÷a(%)	人数 b+c(人)	割合 (b+c)÷a(%)
0歳	117	3	2.6			3	2.6
1歳	147	17	11.6			17	11.6
2歳	118	20	16.9			20	16.9
3歳	151	82	54.3	45	29.8	127	84.1
4歳	162	99	61.1	57	35.2	156	96.3
5歳	155	97	62.6	45	29.0	142	91.6
計	850	318	37.4	147	17.3	465	54.7

(注) 保育園は平成20年4月1日現在、幼稚園は平成20年5月1日現在



2 幼稚園

(1) 幼稚園の概要

本町には、私立幼稚園が1か所あり、平成26年5月1日現在、141人（本町の児童は133人）が通園しています。また、町外の幼稚園を利用している児童が32人あり、合計165人が幼稚園を利用しています。

図表 1. 2. 11 町内幼稚園の利用児童数

単位：人

区 分		児 童 数			
		3 歳	4 歳	5 歳	計
みたけ幼稚園（私立） 定員 320人	本町の利用児童数	44	46	43	133
	広域受入児童数	2	3	3	8
	合 計	46	49	46	141

(注) 平成26年5月1日現在

(2) 幼稚園の利用児童数の推移

みたけ幼稚園の利用児童数の推移をみると、120～140人台で推移しています。

図表 1. 2. 12 みたけ幼稚園の年齢別利用児童数の推移

単位：人

区分	3 歳	4 歳	5 歳	合計
平成22年度	50	43	46	139
平成23年度	38	51	41	130
平成24年度	45	38	52	135
平成25年度	45	46	37	128
平成26年度	46	49	46	141

(注) 1 各年5月1日現在
2 広域受入児童を含む

(3) 預かり保育

みたけ幼稚園では、教育時間の終了後に希望する園児を預かる預かり保育を実施しています。平成25年度は、延べ15,692人の利用がありました。

図表 1. 2. 13 預かり保育の実施状況（年間）

単位：人

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用日数	14,945	18,229	16,969	15,661	17,341	15,692

3 小・中学校

(1) 小学校

町内には3校の小学校があり、平成26年5月1日現在、925人の児童が通学しています。児童数は、御嵩小学校が最も多く548人、上之郷小学校が最も少なく85人です（図表1.2.14）。

直近5年間の児童数の推移をみると、年々減少しています（図表1.2.15）。

図表1.2.14 小学校児童数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
上之郷小学校	9	17	15	15	15	14	85
御嵩小学校	78	95	75	104	102	94	548
伏見小学校	37	50	51	50	47	57	292
計	124	162	141	169	164	165	925

（注）平成26年5月1日現在

図表1.2.15 小学校学年別児童数の推移

単位：人

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
平成22年度	155	164	174	179	169	178	1,019
平成23年度	165	158	162	177	177	169	1,008
平成24年度	139	166	162	166	175	177	985
平成25年度	161	138	169	164	164	176	972
平成26年度	124	162	141	169	164	165	925

（注）各年5月1日現在

(2) 中学校

町内には3校の中学校（伏見地区にある共和中学校は、可児市との組合立であり、可児市兼山地区の生徒も通学しています。）があり、平成26年5月1日現在、525人の生徒が通学しています。生徒数は、向陽中学校が最も多く310人、上之郷中学校が最も少なく39人です（図表1.2.16）。

直近5年間の生徒数の推移をみると、500～550人台で推移しています（図表1.2.17）。

図表 1. 2. 16 中学校生徒数

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	計
上之郷中学校	10	17	12	39
向陽中学校	114	93	103	310
共和中学校（組合立）	58	70	48	176
計	182	180	163	525

（注）平成26年5月1日現在

図表 1. 2. 17 中学校学年別生徒数の推移

単位：人

区分	1 年	2 年	3 年	合計
平成22年度	160	198	193	551
平成23年度	184	160	199	543
平成24年度	165	184	160	509
平成25年度	180	163	187	530
平成26年度	182	180	163	525

（注）各年5月1日現在



4 健全育成

(1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、共働きなどの理由で保護者が昼間不在である家庭のために、平日の授業終了後や土曜日、長期休暇の平日に、小学1～3年生の児童を預かるものです。町内には2か所あり、平成26年4月現在、105人が登録しています（図表1.2.18）。

登録児童数の推移をみると、平成22年度以降は106～110人で推移しています（図表1.2.19）。

図表1.2.18 放課後児童クラブの登録児童数

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	計
御嵩小学校放課後児童クラブ	18	26	28	72
伏見小学校放課後児童クラブ	9	15	9	33
計	27	41	37	105

（注）平成26年4月1日現在

図表1.2.19 放課後児童クラブの登録児童数の推移

単位：人

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
御嵩小学校放課後児童クラブ	87	89	77	76	74	67
伏見小学校放課後児童クラブ	37	42	31	34	32	39
計	124	131	108	110	106	106

（注）各年4月1日現在

(2) 児童館

町内には、中児童館と伏見児童館の2か所が整備されており、児童に遊びと交流の場を提供するとともに、各種児童健全育成事業を行っています。

図表1.2.20 児童館等の整備状況

区 分	開館時間	休館日	事業内容等
中児童館 伏見児童館	10：00～17：00	日曜日・祭日 年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・児童健全育成相談支援事業 ・年長児童等来館促進事業

5 地域の子育て支援

(1) 地域子育て支援センター

子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」において、育児不安の解消や、地域の子育てを支援するため地域子育て支援センターを開設しています。育児相談、子育て情報の提供を行うとともに、親子遊び、絵本の読み聞かせを実施しています。年間の子どもの延べ利用数は1万人を超えています。

図表 1. 2. 21 地域子育て支援センターの利用状況（平成25年度）

区 分	地域子育て支援センター利用者	子育ておしゃべりタイム	おはなしの広場	親子教室	合 計
子ども（人）	9,827	1,178	71	602	11,678
大人（人）	8,622	1,020	61	531	10,234
相談（件）	109	21	1	1	132

(2) ふれあいサロン

ぽっぽかんでは、高齢者ボランティアの協力のもと世代間交流の場として「ふれあいサロン」を開催しています。

図表 1. 2. 22 ふれあいサロンの利用者数

単位：人

区 分	会員利用者数	センター利用者数	合 計
平成 20 年度	2,719	2,784	5,503
平成 21 年度	3,301	2,312	5,613
平成 22 年度	3,954	2,169	6,123
平成 23 年度	4,912	1,777	6,689
平成 24 年度	5,053	1,504	6,557
平成 25 年度	4,818	1,344	6,162

(3) ことばの教室（児童発達支援）

ことば、聞こえ、発達に心配のある0歳から就学前の児童に対し、遊びを通して個別指導を行う「ことばの教室」をぽっぽかに開設しています。

図表 1. 2. 23 ことばの教室の利用状況（平成25年度）

区 分	通級人数	ワイワイひろば	健康診査	相 談	行 事	合 計
延べ利用者数（人）	629	205	23	315	52	1,224
利用日数（日）						226
1日の平均利用者数（人）						5.4

(4) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、保育施設等への送迎やその前後の保育、趣味活動等のリフレッシュ時に子どもを預かるなどのサービスを、提供したい人（サポート会員）と受けたい人（利用会員）が会員となり、育児の相互援助を有料で行うもので、住民自らがサービス提供者となる新しい形の援助システムです。みたけファミリー・サポート・センターを設置し、平成22年度から事業を開始しています。利用実績は年10数件にとどまっています。

図表 1. 2. 24 みたけファミリー・サポート・センター

区 分	会員数の推移（人）			利用実績（回）		
	利用会員	サポート会員	両方会員	未就学児(①)	小学生(②)	利用回数合計 (①+②)
平成 22 年度	21	21	2	15	3	18
平成 23 年度	21	21	2	4	2	6
平成 24 年度	24	21	2	8	5	13
平成 25 年度	34	21	2	1	17	18

6 保健サービス

(1) 健康診査

① 妊婦健康診査

母体と胎児の健康を保持し、安全な出産と母子の障がいを予防するため、妊婦健康診査を実施しています。平成21年度から受診票を6枚から14枚に変更しました。

図表 1. 2. 25 妊婦健康診査の受診票発行状況

単位：人

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
151	146	164	154	162	127

② 乳児（4・5か月児）健康診査

乳児期前半における疾病（股関節脱臼、心疾患等）の早期発見および発達を確認し、その結果に基づく保健指導、栄養指導、予防接種に関する指導等を行っています。

図表 1. 2. 26 4か月児健康診査実施状況

単位：人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成 20 年度	126	119	94. 4%	92	17	7	3
平成 21 年度	133	134	100. 8%	97	23	5	9
平成 22 年度	123	121	98. 4%	70	35	14	2
平成 23 年度	152	152	100. 0%	94	47	8	3
平成 24 年度	129	128	99. 2%	79	41	4	4
平成 25 年度	137	137	100. 0%	92	28	9	8

(注) 前年度の対象児が遅れて受診する場合があります、受診率が100%を超える年度がある

③ 1歳6か月児健康診査

疾病の早期発見と軽度あるいは境界領域の運動・精神発達の遅れを発見し、適切な指導を行っています。

図表 1. 2. 27 1歳6か月児健康診査実施状況

単位：人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成 20 年度	126	127	100. 8%	94	31	1	1
平成 21 年度	132	129	97. 7%	90	33	1	5
平成 22 年度	140	135	96. 4%	80	50	3	2
平成 23 年度	135	133	98. 5%	80	52	1	0
平成 24 年度	147	136	92. 5%	69	58	6	3
平成 25 年度	139	138	99. 2%	84	46	4	4

(注) 前年度の対象児が遅れて受診する場合があります、受診率が100%を超える年度がある

④ 2歳児歯科健康診査

2歳児を対象に歯科健診を行うとともに、虫歯予防のためにブラッシング指導・フッ素塗布を行います。

図表 1. 2. 28 歯科健康診査実施状況

区 分	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	乳歯のある 児童 (人)	一人あたり 歯 数 (本)
平成20年度	149	127	85.2	12	0.31
平成21年度	118	107	90.7	9	0.34
平成22年度	150	137	91.3	5	0.16
平成23年度	139	129	92.8	10	0.20
平成24年度	127	107	84.3	8	0.13
平成25年度	145	128	88.3	3	0.05

⑤ 3歳児健康診査

内科および歯科健診を行うとともに、視聴覚検査・尿検査による総合的健診を行っています。

図表 1. 2. 29 3歳児健康診査実施状況

単位：人

区 分	対象児数	受診児数	受診率	健 診 結 果			
				異常なし	要観察	要精検	要治療
平成20年度	130	117	90.0%	82	32	1	2
平成21年度	157	152	96.8%	100	43	3	6
平成22年度	118	116	98.3%	49	59	4	4
平成23年度	155	146	94.2%	74	66	4	2
平成24年度	132	121	91.7%	55	59	2	5
平成25年度	137	134	97.8%	67	61	4	2

(2) 赤ちゃん訪問

1～2か月児を対象に、子どもの病気の早期発見、母親の健康増進、育児不安の解消を図るため、保健師が訪問しています。

図表 1. 2. 30 赤ちゃん訪問の実施状況

単位：人

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
117	130	127	139	134	137

(3) 教室・実習

① プレママサークル

妊娠・出産の学習と、妊婦の交流の場としてプレママサークルを開催しています。
平成25年度は4回開催し、26人の参加がありました。

② 離乳食実習

2～3か月児を持つ親を対象に、子どもの発達に応じた食事の与え方の指導や調理実習を内容とした離乳食実習を開催しています。赤ちゃん訪問で観察が必要となった子どものフォローとしても実施しています。平成25年度からは、赤ちゃんサークルと同時に実施しています。

図表 1. 2. 31 離乳食実習の実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	6	6	6	6	6	6
延べ参加人数(人)	46	53	52	55	54	60

③ 赤ちゃんサークル

同じ月に生まれた2～4か月児を持つ親を対象に、育児情報の交換の場として赤ちゃんサークルを実施しています。

図表 1. 2. 32 赤ちゃんサークルの実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	12	12	12	12	12	6
延べ参加人数(人)	96	91	102	102	105	60

④ ワイワイひろば

主に情緒面での発達に問題や不安のある子どもとその親を対象にワイワイひろばを毎月2回実施しています。遊びを通じて、子どもの発達を促し、親の育児不安の軽減を図ります。

図表 1. 2. 33 ワイワイひろばの実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	24	24	24	28	24	24
実参加人数 (人)	34	42	26	32	24	26
延べ参加人数(人)	290	356	283	319	138	206

⑤ がんばりママクッキング

乳幼児を持つ親に対して、食生活を通し家族の健康管理ができるよう指導するとともに、調理実習を行います。4回を1コースとして実施します。

図表 1. 2.34 がんばりママクッキングの実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	4	4	1	6	2	2
延べ参加人数(人)	101	138	3	24	13	18

⑥ ちびっこ教室

小学生とその親を対象に、親子で食事を通して健康について考えることができるよう講義を行うとともに調理実習を行います。夏休み期間に実施します。

図表 1. 2.35 ちびっこ教室の実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	4	5	5	5	5	4
延べ参加人数(人)	98	130	137	96	109	107

(4) 育児相談

① 育児相談

就学前の子どもの身体測定と心身の発達に関する個別の相談を、毎月1回保健センターで実施しています。

図表 1. 2.36 育児相談の実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	12	12	12	12	12	12
延べ参加人数(人)	199	285	240	284	348	252

② 10か月児相談

10か月児とその保護者を対象として、子育て相談や子どもの健康に関する情報提供を行っています。

図表 1. 2.37 10か月児相談

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者 (人)	126	137	118	134	141	130
受診者 (人)	113	111	109	120	118	124

③ 4歳児発達相談

平成22年11月から、発達や集団生活に心配のある子どもの保護者を対象に、臨床発達心理士による相談およびK式発達検査を行っています。

図表 1. 2. 38 4歳児発達相談

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	7	41	38	40
実施実人数 (人)	15	61	69	63
実施延べ人数(人)	15	78	86	74

(5) 予防接種

予防接種法に基づき、ポリオ、日本脳炎、ジフテリア、百日咳、破傷風、麻しん、風しん、BCGの予防接種を行っています。ポリオ、BCG、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、4種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、二種混合（ジフテリア、破傷風）は集団接種、そのほかの予防接種は町内委託医療機関での個別接種で実施しています。

図表 1. 2. 39 予防接種

区 分			平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
集団接種 (保健センター)	ポリオ	3～90か月未満	対象者数(人)	280	272	260	344	275	243
			接種者数(人)	260	243	245	203	210	162
			接種率(%)	92.9	89.3	94.2	59.0	76.4	66.7
	BCG	6か月未満	対象者数(人)	128	130	130	150	136	81
			接種者数(人)	127	129	127	147	134	58
			接種率(%)	99.2	99.2	97.7	98.0	98.5	71.6
	三種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風)	3～90か月	対象者数(人)	580	535	526	659	536	175
			接種者数(人)	546	535	513	578	410	136
			接種率(%)	94.1	100.0	97.5	87.7	76.5	77.7
	4種混合 (ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ)	3～90か月	対象者数(人)	-	-	-	-	148	491
			接種者数(人)	-	-	-	-	114	449
			接種率(%)	-	-	-	-	77.0	91.4
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	小学6年生	対象者数(人)	187	159	178	174	180	180	
		接種者数(人)	181	149	122	156	169	164	
		接種率(%)	96.8	93.7	93.8	89.7	93.9	91.1	
個別接種 (町内医療機関)	日本脳炎	1期：6～90か月 2期：小学4年生	対象者数(人)		664	1,093	1,032	1,032	1,031
			接種者数(人)		556	995	851	877	857
			接種率(%)		92.7	91.0	82.5	85.0	83.1
	麻しん・風しん	1期：12～24か月未満 2期：就学前1年間 3期：中学1年生 4期：高校3年生相当	対象者数(人)	705	730	660	639	653	244
			接種者数(人)	671	692	628	625	632	242
			接種率(%)	95.2	94.8	95.2	97.8	96.8	99.2



A decorative flourish consisting of two symmetrical, flowing lines that curve upwards and then downwards, framing the text in the center.

第2部 計 画

第Ⅰ 基本計画

1 基本理念

(1) 基本理念

この計画の基本理念は、後期行動計画で定めた「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」を引き継いでいきます。

この5年間の保育サービスをみると、3歳未満児の利用や、延長保育・一時預かり・休日保育など各種のサービスの利用が増加してきています。また、ぽっぽかんの利用は年間1万人を超えています。小学生の保護者からは自分の子育て時にこのようなサービスがあればよかったといううらやむ声さえ聞かれ、サービスの充実とその利用の普及が感じられます。

一方、アンケート調査では、保育施設等の老朽化への対応、より質の高いサービス、放課後子どもクラブの受け入れ年齢の引き上げなどサービスの充実や、保育料を含めた経済面での支援を求める声があります。また、子どもの育ちに対して、ゲームなど家で遊ぶ子どもが多く、体験的な活動が少ないことを危惧する声もあります。

さらに、全国各地で、子どもへの虐待、ひきこもりや不登校、インターネット等によるいじめや子どもを巻き込んだ犯罪など、子どもから輝きを奪うような問題が現れています。

子どもたちの存在は、親や家庭のみならず地域全体を輝かす光です。御嵩町には、長い時間をかけて守り育んできた豊かな自然や誇るべき文化・伝統、あたたかい人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育った御嵩町の子どもたちの笑顔を見守り、育んでいくのは地域社会の役目です。

さまざまな問題や課題に対して、行政、企業、学校、地域の人々みんなが、「子どもの育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識をもち、子どもたちが健やかに心豊かに育ち、子どもの笑い声が聞こえるまちとなるよう、協働して取り組んでいきます。

(2) 基本的な考え方

◆子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境の整備

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、親が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子ども・子育て支援を推進します。

◆子どもの最善の利益の実現

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、サービスの推進を図る必要があります。

◆多様なニーズへの対応

アンケート結果から、サービスについての拡充、改善などさまざまな要望が出されています。ニーズに対応したサービスへの充実を図る必要があります。

◆すべての子育て家庭への支援

共働き家庭への子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化への対応といった職場をやめて子育てをしている家庭への支援は非常に重要です。入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談、情報交換や交流、仲間づくりができる場所の提供、一時預かりなどが求められています。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう地域子ども・子育て支援事業などサービスの充実をめざしていく必要があります。

◆地域福祉の推進

地域の人々が子どもの活動支援や見守りに参加し、地域コミュニティの中で子どもが育まれることは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。放課後子ども教室など子どもの育ちを支える地域活動、子どもの見守り、ファミリー・サポート・センター事業など、地域住民、ボランティア、学校などが協働して取り組んでいく必要があります。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性もともに子育てに向き合えるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることが必要です。

2 基本目標

基本理念の「地域みんなで見守り育む 子どもの笑い声が聞こえるまちづくり」をめざし、次の基本目標を掲げ施策を推進していきます。

基本目標1 ◆健やかに生み育てるための環境づくり

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、誰もが抱く共通の願いです。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスの提供と小児医療体制の充実に努めます。また、子どもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

《施策の方向性》

- 子どもと親の健康の確保と増進
- 小児医療等の充実
- 食育の推進
- 思春期の保健対策の充実

基本目標2 ◆すべての子育て家庭を支える体制づくり

子育て家庭を孤立させないことは、地域の子育て支援の基本といえます。

すべての親が喜びを感じながら、安心して子育てができるよう、幼児期における教育・保育の充実と、多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。また、育児不安の軽減、子どもに対する虐待の防止に関する施策を推進していきます。さらに、町民一人ひとりがより豊かな人生をめざし、仕事と生活の調和を意識して働き方を見つめ直せる気運を高めていきます。

《施策の方向性》

- 幼児期の教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 支援を要する子どもへの対応
- 親の仕事と生活の調和
- 子どもと家族の人権を守るための支援

基本目標 3 ◆親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、子どもの想像力や豊かな人間性が育まれます。これからの御嵩町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの視点に立ったまちづくりをめざします。

《施策の方向性》

- 子どもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成

基本目標 4 ◆子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり

外で遊ぶ子どもの声は、地域をやさしく包み、活気づかせます。子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安心して快適に暮らせる生活環境を、地域住民と行政の協働により築いていきます。

《施策の方向性》

- 子どもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備

3 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～17歳）は、平成22年から平成26年の4月1日の住民基本台帳人口、平成21年度から平成25年度の母親の年齢別出生数を基に推計しています。

平成31年には平成26年の2,825人から202人減少して2,623人になると推計されます。

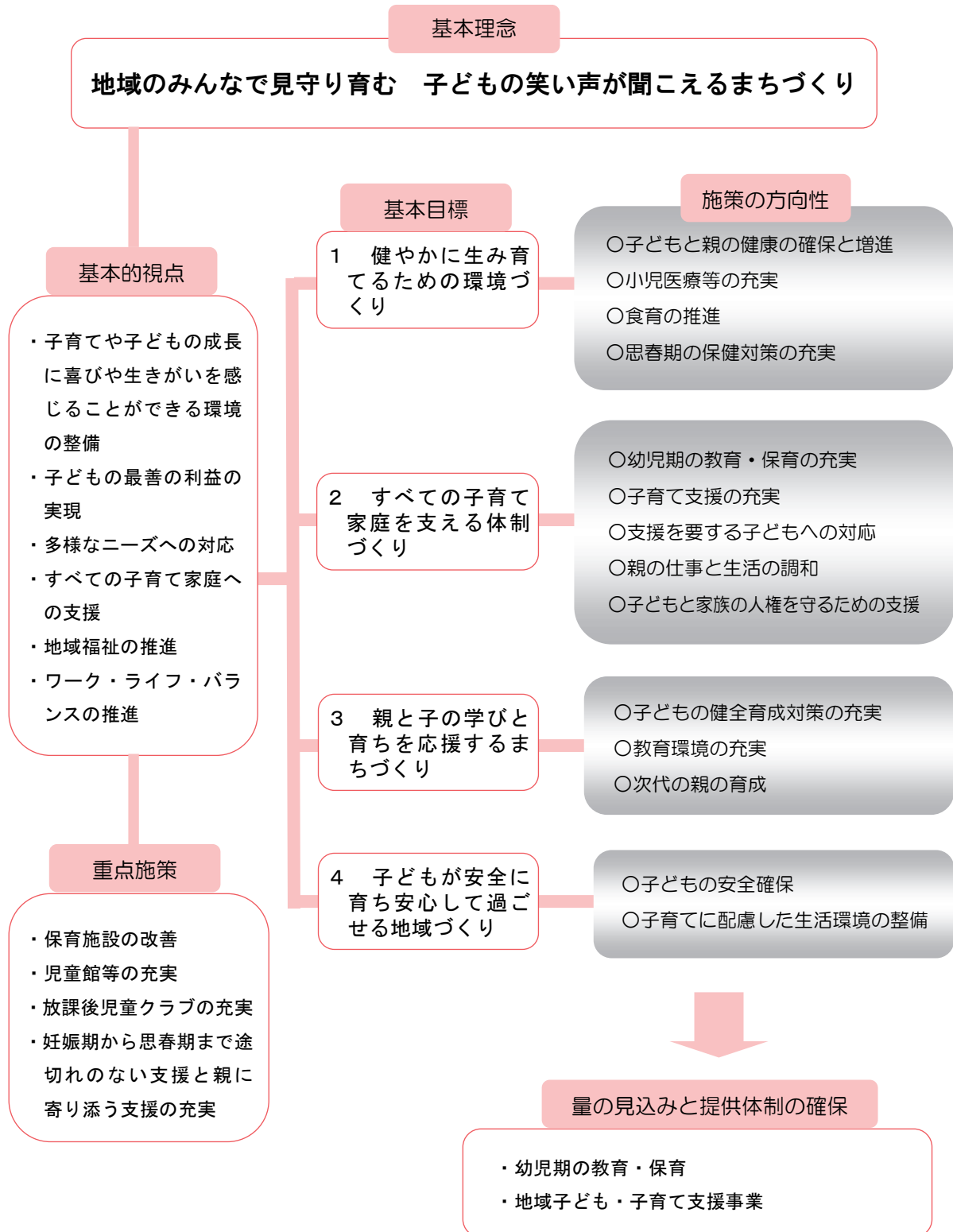
図表 2. 1. 1 目標年度の子ども数（0～17歳）の推計

単位：人

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0～17 歳	2,825	2,778	2,759	2,713	2,675	2,623
0～2 歳	401	390	370	355	345	333
0 歳	127	120	116	112	110	104
1 歳	138	129	122	118	114	112
2 歳	136	141	132	125	121	117
3～5 歳	437	420	431	426	415	395
3 歳	140	139	144	135	128	124
4 歳	136	143	142	147	138	131
5 歳	161	138	145	144	149	140
6～8 歳	431	458	439	461	444	456
6 歳	126	164	141	148	147	152
7 歳	164	129	168	144	152	151
8 歳	141	165	130	169	145	153
9～11 歳	507	481	480	441	469	449
9 歳	171	143	167	132	171	147
10 歳	167	170	142	166	131	170
11 歳	169	168	171	143	167	132
12～14 歳	531	529	518	510	484	483
12 歳	179	169	168	171	143	167
13 歳	180	180	170	169	172	144
14 歳	172	180	180	170	169	172
15～17 歳	518	500	521	520	518	507
15 歳	179	170	178	178	168	167
16 歳	154	176	167	175	175	165
17 歳	185	154	176	167	175	175

(注) 平成 26 年は 4 月 1 日現在

◆◆◆全体像◆◆◆



◇◆◇施策の体系◆◆◇

基本目標1 健やかに生み育てるための環境づくり

施策の方向性		具体的な施策
(1) 子どもと親の健康の確保と増進	① 安全な妊娠と出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■母子健康手帳・父子手帳の交付 ■妊婦一般健康診査の充実 ★ ■妊婦歯科検診の充実 ■プレママサークルの充実 ■妊産婦の喫煙の防止 ■産後うつ病の予防 ■不妊治療費の助成 ■不妊相談の充実
	② 母子の健康の保持と増進	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児健康診査の充実 ■歯と口腔の健康づくりの推進 ■乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の推進 ★ ■養育支援訪問事業の推進 ★ ■予防接種の知識の普及と接種勧奨 ■育児相談の充実 ■育てにくさを感じたり、育児不安を多く持つ親に寄り添う支援の充実 ■WiFiひろばの充実
(2) 小児医療等の充実	① 小児医療体制を守るための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■病気と受診に関する知識の普及・啓発 ■救急医療知識の普及 ■電話相談の周知
	② 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■小児医療体制の充実 ■福祉医療費の助成 ■養育医療費の助成
(3) 食育の推進	① 家庭・地域における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■食に関する正しい知識の普及 ■離乳食実習等の充実 ■地域における食育の推進 ■ちびっこ教室の充実
	② 保育園、学校等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園・幼稚園における食育の推進 ■学校における食育の推進
(4) 思春期の保健対策の充実	① 性に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■性の尊重に関する教育の推進 ■HIV(エイズ)・性感染症防止対策の充実 ■思春期相談の充実
	② 思春期における健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進 ■思春期からの生活習慣病予防教育の推進 ■歯科保健対策の推進 ■運動に関する指導の充実

基本目標2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

施策の方向性		具体的な施策
(1) 幼児期の教育・保育の充実	① 平日昼間における教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■幼児期の教育・保育の充実 ★ ■保育施設の充実 ■保育士・幼稚園教諭等の研修 ■町内の教育・保育施設等の連携 ■民間活力の導入促進
	② 時間外の保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■延長・長時間保育の充実 ★ ■預かり保育の拡充 ★ ■一時預かり事業の拡充 ★ ■休日保育の充実

(2) 子育て支援の充実	① 緊急時における子育て支援サービスの充実	■病児・病後児保育の実施 ★		
		■子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施 ★		
	② 経済的支援の充実	■保育料の軽減		
		■就学援助費の支給		
		■「ぎふっこカード」の周知		
	③ 情報提供・相談体制の充実	■子育て支援ガイドブックの充実		
		■インターネットによる情報提供の充実		
		■相談窓口の充実（利用支援事業の実施） ★		
		■教育相談体制の充実		
		■民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化		
	④ 地域における子育て拠点の充実	■地域における相談体制の充実		
		■地域子育て支援拠点事業の充実 ★		
		■「ぼっぼかん」の活用促進		
		■園庭の開放		
	⑤ 住民主体の活動支援	■出前保育の実施		
■子育てサークル等への支援				
■子育て支援ボランティアの育成				
■子育て支援ネットワークの構築				
(3) 支援を要する子どもへの対応	① 障がいのある子どもの保育・教育の充実	■ファミリー・サポート・センターの充実 ★		
		■障がい児保育の充実		
		■障がい児発達支援（ことばの教室）の充実		
		■発達障がい児支援ネットワークの確立		
		■保育所等訪問支援（巡回相談）の実施		
		■障がいのある子どもを持つ保護者への支援		
		■発達障がいに対する理解促進		
		■放課後等デイサービスの実施		
	② ひとり親家庭の自立支援の充実	■インクルーシブ教育の推進		
		■重度心身障がい児への社会参加の促進		
		■ひとり親家庭の自立支援		
		■ひとり親家庭に対する情報提供		
		■ひとり親家庭に対する就業支援		
		(4) 親の仕事と生活の調和	① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み	■ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
				■柔軟な就労形態の推進
■相談窓口の設置				
② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進	■一般事業主行動計画の策定促進			
	■育児・介護休業制度等の周知			
	■再就職のための支援			
③ 男女共同参画の推進	■事業所内保育施設の整備促進			
	■男女共同参画の意識啓発			
(5) 子どもと家族の人権を守るための支援	① 子どもの人権に関する啓発	■男性の子育て参加の促進		
		■人権に関する啓発の推進		
		■人権教育・啓発に関する基本計画の推進		
	② 児童虐待・DVの防止	■子どもの意見を聞く場づくり		
		■児童虐待防止のためのネットワークの充実		
		■児童虐待に対する相談の充実		
		■児童虐待防止の啓発		

基本目標3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

施策の方向性		具体的な施策
(1) 子どもの健全育成対策の充実	① 地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年育成町民会議の充実 ■ 世代間交流の促進 ■ 子どものボランティア活動の推進 ■ 子ども会活動への支援 ■ 総合型地域スポーツクラブ等の充実
	② 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童クラブの拡充 ★ ■ 放課後子ども教室（地域子ども教室）の充実 ■ 公園の整備 ■ 児童館の整備 ■ 児童館の柔軟な運営
(2) 教育環境の充実	① 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学力の確実な定着 ■ 道徳・人権教育の推進 ■ 福祉教育の推進 ■ 環境教育の充実 ■ 体験学習の充実 ■ ICT教育の充実 ■ 特色ある学校づくり ■ 保育・教育機関の連携
	② 豊かな心を育むための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本とのふれあいの促進 ■ 子どもの創作活動の推進
	③ いじめや不登校に対する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談体制の充実 ■ 適応支援教室の充実
(3) 次代の親の育成	① 親育ちの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な場所での子育て講座等の開催 ■ 家庭教育学級の充実 ■ 家庭の教育力を高める情報提供 ■ イベント等への参加促進
	② 次代の親の育成と若者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学生の保育体験の推進 ■ 若者の自立意識の高揚 ■ 若者の就労意識の高揚 ■ 若者の就労支援

基本目標4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり

施策の方向性		具体的な施策
(1) 子どもの安全確保	① 子どもを犯罪から守る仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 見守り体制の強化 ■ 緊急避難所の充実 ■ 子どもの携帯電話利用に関する啓発 ■ 非行防止活動の推進
	② 子どもを災害・交通事故から守る仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全教育の充実 ■ 防災教育の推進 ■ 通学路等の危険箇所の点検・改善 ■ 児童施設の防災対策の推進
(2) 子育てに配慮した生活環境の整備	① 良好な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良好な住環境を備えた町営住宅の整備 ■ 安全な住宅の整備促進
	② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインの推進 ■ 子どもに配慮した空間整備 ■ 安全な歩行空間の確保

★は子ども・子育て支援事業計画として盛り込む事項であり、第2部第2にサービスの見込み、確保策等を記載しています。

5 重点施策

5年間に重点的に取り組むこととして次の施策を考えています。具体的な内容については、今後関係課等と検討を行います。

(1) 保育施設の改善

施設が老朽化している中保育園について、建て替えを含めて改善を図ります。また、施設整備については、民営化への移行も含めた保育体制のあり方と具体的な整備手法を検討しながら進めていきます。

(2) 児童館等の充実

施設が老朽化している中児童館について、具体的な整備手法を含めて建て替え等の検討をしていきます。また、上之郷小学校区における子どもの居場所づくりについて検討します。

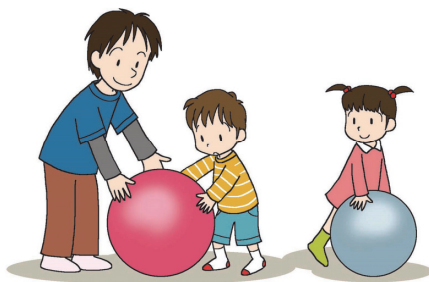
(3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの受け入れ年齢の拡大を図ります。放課後児童クラブを上之郷小学校区でも実施します。

(4) 妊娠期から思春期まで途切れのない支援と親に寄り添う支援の充実

妊娠・出産期から子育て期まで、母子保健サービス、子育て支援サービスが、支援を必要とする人に確実に届くよう、途切れることのない支援の充実をめざします。

また、親子が発信するさまざまな育てにくさのサインを受け止め、早い段階から子育てに寄り添う支援の充実を図り、早期に療育への介入を行うことにより、安心して子育てができるように努めます。



6 サービス量の見込みの考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、サービスの量を見込み、その確保策を示す必要があります。各事業の見込みの考え方は次のとおりです。見込量と確保策については、第2の実施計画の各事業の中で示しています。

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方

各年度における教育・保育の量については、概ね次のように見込みました。

①各年度の子ども数を推計します。



②ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



③②で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



④③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等を参考に見込み量の調整を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

地域子ども・子育て支援事業を実施します。各事業の量の見込みの算定にあたっての考え方は次のとおりです。

事業	考え方
利用者支援に関する事業	ニーズ調査により把握した、子育てに関する相談（先）の利用状況を勘案して見込量を設定しました。
時間外保育事業 （延長保育事業）	ニーズ調査により把握した、就学前児童の保育に係る希望利用時間帯等を勘案して見込量を設定しました。
放課後児童健全育成事業	ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案するとともに、校区ごとの利用状況を勘案して見込量を設定しました。
子育て短期支援事業	ニーズ調査では利用対象は一人もありませんでしたが、今後の利用の可能性を勘案して見込量を設定しました。
乳児家庭全戸訪問事業	推計した出生数をそのまま見込量としました。
養育支援訪問事業	要保護児童の数、これまでの実績を勘案して見込量を設定しました。
地域子育て支援拠点事業	ニーズ調査により地域子育て支援拠点事業の希望利用日数を推計するとともに、「ぼっぼかん」の利用状況を勘案して見込量を設定しました。
一時預かり事業（一時預かり、 幼稚園の預かり保育）	ニーズ調査により把握した、就学前児童を一時的に第三者に預けた日数の実績、現状の利用実績を勘案して見込量を設定しました。
病児保育事業	ニーズ調査により把握した事業の利用希望、本町・近隣市町の利用状況等を勘案して見込量を設定しました。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	ニーズ調査により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等を推計した後、現状の利用実績を勘案して見込量を設定しました。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	推計した出生数をそのまま見込量としました。

第2 実施計画

1 健やかに生み育てるための環境づくり

(1) 子どもと親の健康の確保と増進

安全な妊娠・出産を迎えることができるよう支援の充実を図ります。また、妊娠期からの虐待の予防や育児不安の解消が図れるように、母親同士の交流の場を設けるとともに、父親の育児参加等を視野に入れた事業に取り組みます。

健やかな子どもの育ちのために、基本的な生活習慣をきちんと身につけることができるように妊産婦および乳幼児期の子どもを持つ親に対する健康教育の充実を図ります。

また、食習慣をきちんと身につけることができるような食育の推進に努めます。

さらに、遊びや親同士の交流の場の提供、支援が必要な状況に応じて子育て支援センター等との連携を図っていきます。また、親同士の交流を通して子育ての学びを促していけるようにしていきます。

① 安全な妊娠と出産への支援

■ 母子健康手帳・父子手帳の交付

妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。また、同時に妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を掲載した父子手帳を交付し、父親の意識を高めるよう努めます。マタニティマークの普及啓発に努めます。

■ 妊婦一般健康診査の充実

健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査の充実を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上をめざします。

妊婦健康診査については、母子手帳交付時に説明を行い、受診票を14枚交付して医療機関で実施します。妊婦健康診査の結果について医療機関との連携を行い、妊娠期から出産後の支援を途切れなく行っていけるようにしていきます。

図表 2. 2. 1 妊婦健康診査の見込みと確保策(年間)

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠届出者数 (実人数)	人	120	116	112	110	104
1人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14
量の見込み 配布件数×1人あたりの回数	回	1,680	1,624	1,568	1,540	1,456
確保方策	実施場所：医療機関 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査の項目 診査項目：超音波健診 2回追加					

■妊婦歯科検診の充実

妊娠中は、ホルモンバランスの変化、つわりによる口内の清掃低下などにより、う歯や歯周病になりやすいため、妊婦歯科検診により、これらの早期発見・予防を図ります。妊娠届出時等において受診勧奨を行い受診率の向上をめざします。

■プレママサークルの充実

出産を迎える妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場としてプレママサークルを開催します。今後は、パートナーも一緒に参加できる内容を検討していきます。また、母子保健サービスを含む、子育てに関する様々なサービスについて情報提供を行います。

■妊産婦の喫煙の防止

妊産婦の喫煙や受動喫煙が、胎児や子どもの健康に及ぼす影響について、母子健康手帳交付時やプレママサークルにおいて正しい知識の普及に努め、受動喫煙を含めた喫煙の防止を進めます。

■産後うつ病の予防

産後うつ病のリスク度を判定するエジンバラ産後うつ病質問票について、赤ちゃん訪問等において情報を提供し、活用を促進します。また、「こころの体温計」は、携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用して、自分自身や家族のストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムであり、その活用を促進します。

産後うつ病のリスク度の高い母親に対しては、児童虐待の防止という観点を含め、

効果的な支援を早期に提供していきます。

■不妊治療費の助成

夫婦の経済的負担の軽減および少子化対策として、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成する県の特定不妊治療費助成事業に上乗せして助成を行います。

■不妊相談の充実

不妊で悩んでいる人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。

② 母子の健康の保持と増進

■乳幼児健康診査の充実

4・5か月児・1歳6か月児・2歳児（歯科健診）・3歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。

経過観察を必要とする子どもに対しては、電話や訪問による事後フォローを続け、途切れない支援をめざします。

また、子どもの事故防止について啓発・助言等を行っていきます。

■歯と口腔の健康づくりの推進

御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の施行を踏まえ、条例の普及・啓発に努めるとともに、乳幼児期からの歯と口腔の健康づくりを推進します。3歳児健康診査におけるう歯保有率の低下をめざし、乳児期からの歯科保健指導の充実を図ります。また、保育園や小学校でのフッ化物洗口、歯みがき運動を推進します。

図表 2. 2. 2 3歳児健康診査におけるう歯保有率

区 分	現 状		目 標
	平成24年	平成25年	
う歯保有率	19.8%	17.5%	平成30年 14.0%

■乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）の推進

生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、保健師が中心となって家庭訪問を行い、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。また、低出生体重児の支援として、病院から退院後の早期訪問、継続訪問等の実施をします。心の体温計の普及・啓発活動を行います。

図表 2. 2. 3 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策（年間）

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	120	116	112	110	104
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師 6 人					

■養育支援訪問事業の推進

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査または関係機関からの連絡等により把握された育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による支援または指導・助言を行います。

図表 2. 2. 4 養育支援訪問事業の見込みと確保策（年間）

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師 6 人					

■予防接種の知識の普及と接種勧奨

乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への啓発活動を行います。予防接種を安心して、安全に行えるように予防接種の効果、副反応の説明をきちんと行い理解を促していきます。

■育児相談の充実

より良い生活習慣は子どもの時期からの取り組みが必要であり、妊婦および乳幼児期の子どもを持つ親に対する健康教育の充実を図り、より良い生活習慣の確立のため支援していきます。育児不安等については、早期に介入が行えるように相談の機会を

増やし、安心して子どもを育てていけるような支援を行っていきます。

(育児相談)

保健師による育児相談を月1回開催していきます。開催にあたっては、誰もが気軽に利用できるようプライバシーに配慮した環境を整えます。

(離乳食実習)

育児に関する不安解消と保護者同士の交流を図るため、生後2～4か月の子どもとその保護者を対象に、隔月に1回、赤ちゃんサークルを実施します。離乳食の基礎知識を中心に、発達を促す保護者の子どもへの関わり方について健康教育を行い、終了後においても、保護者同士の仲間づくりができるよう支援していきます。

(パクパク相談)

6～7か月児を対象に、毎月1回開催します。BCG接種を同時実施するなど、相談のしやすい体制づくりに努めます。

(10か月児相談)

10か月児とその保護者を対象とした子育て相談を行うとともに、食事、歯、生活リズム、運動や精神発達など子どもの健康の保持増進にかかる情報提供を行います。

(4歳児発達相談)

保育園、幼稚園の年少児の保護者を対象にアンケート調査を実施します。発達や集団生活(保育園、幼稚園での活動)に心配のある子どもの保護者を対象に臨床発達心理士の個別の相談を行います。

(運動発達相談)

運動発達に遅れや不安がある子どもを対象に理学療法士による相談を行い、指導・助言を行います。

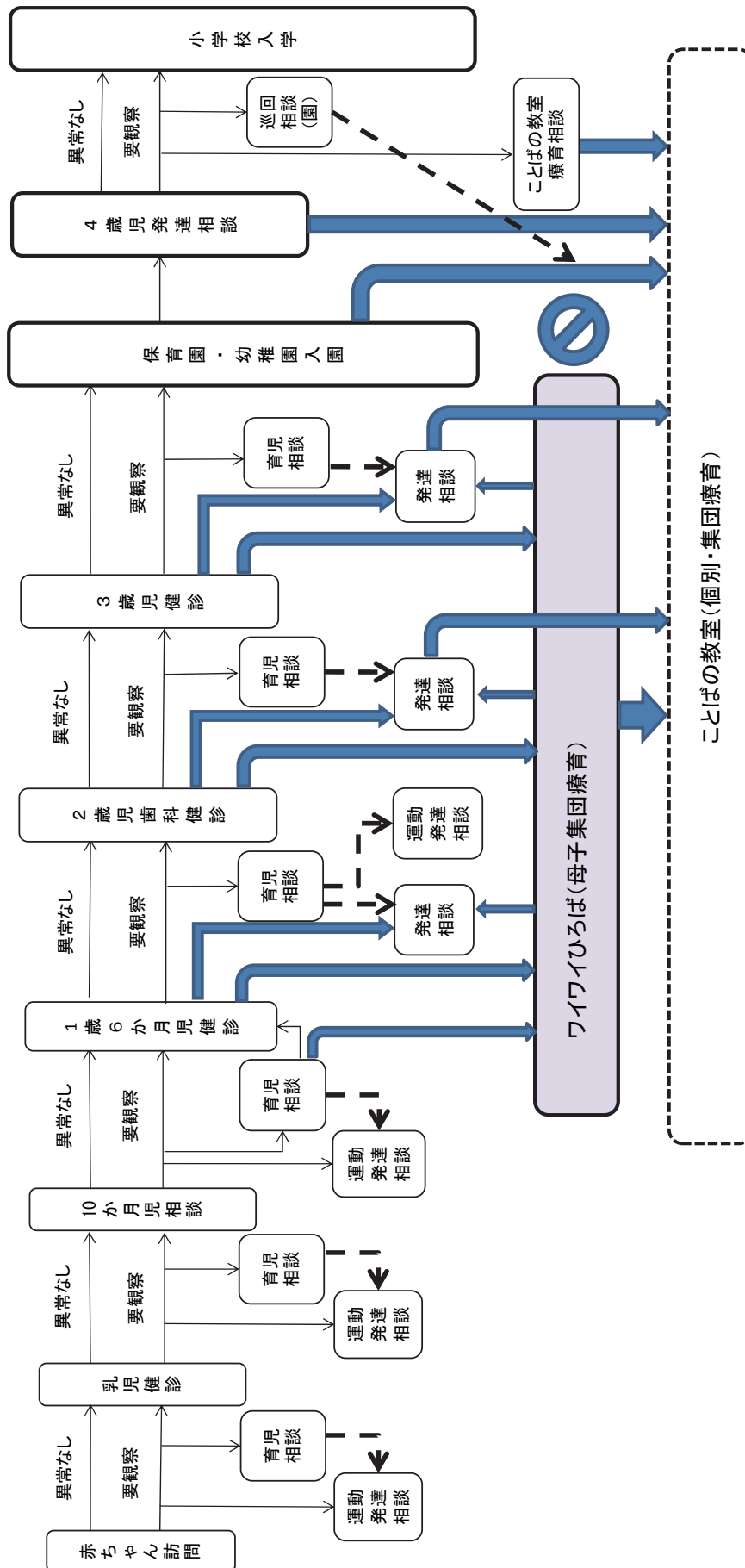
(発達相談)

平成23年から臨床発達心理士による発達相談を毎月実施しており、引き続き発達障がいの早期発見・療育支援に取り組みます。また、一人ひとりの子の状況に応じて、育て方、支援の方法を保護者と一緒に考えていきます。

■育てにくさを感じたり、育児不安を多く持つ親に寄り添う支援の充実

子どもの成長発達の段階において疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、親子が発信するさまざまな育てにくさのサインを受け止め、早期に介入を行い丁寧に向き

図表 2.2.5 幼児の発達支援フロー図



合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。また、早期に療育への介入を行うことにより、早期に発達の支援を受けることができ安心して子育てができるように努めます。

■ワイワイひろばの充実

発達障がいなどが心配される子どもと保護者や、育児不安等の強い保護者などを対象とした、ワイワイひろばを毎月2回開催し、保護者が育児の関わりの中かで子どもの成長発達を促すための適切な助言等を行います。乳幼児健康診査等の事後教室として行い必要な療育等の支援につなげていきます。

また、保護者とともに子どもの支援の方法について情報共有等を行えるように個別相談を実施し、一緒に検討できる場にしていけるようにします。

(2) 小児医療等の充実

安心して子育てができる環境としては、小児医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制を整えることが重要です。関連機関との連携を図りながら、小児医療体制の充実を推進します。

① 小児医療体制を守るための取り組み

■病気と受診に関する知識の普及・啓発

子どもの病気と医療機関のかかり方について、チラシの配布、医師による講演会、各種教室・相談における説明などにより、正しい知識の普及・啓発を図り、安心して受診できる小児医療体制の構築をめざします。

■救急医療知識の普及

医師会や消防署と連携し、人工呼吸、AED、応急処置等、救急医療に関する知識を学習する機会の提供に努めます。

■電話相談の周知

小児救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、子どもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（#8000）のPRを広報、ホームページなどを通じ、積極的に行います。

② 小児医療の充実

■小児医療体制の充実

行政および地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域的な連携のもとで休日や夜間の診療体制の強化を図ります。

■福祉医療費の助成

医療費助成について、県補助事業分である就学前児童（入通院時にかかる健康保険適用の自己負担分（入院時食事標準負担額を除く））に加え、同内容の助成を、町単独事業として平成20年4月から義務教育就学児（15歳を迎えた3月31日まで）まで対象を拡大し、医療費面での子育て支援を行っています。今後も安心して医療が受けられるよう継続していきます。

■養育医療費の助成

出生体重2,000グラム以下または身体機能が未熟と医師が判断した子どもが、指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、医療費（保険診療分）や食事療養費を国と県と町が助成します。

(3) 食育の推進

子どものころから適切な食習慣を身につけ生活習慣病の予防をしていくため、妊娠・出産期から保護者に向けた栄養・食生活に関する指導を充実するとともに、親子でできる教室を開催するなど、家庭を中心とした食育を推進します。

① 家庭、地域における食育の推進

■食に関する正しい知識の普及

家庭においてよりよい食生活が実践されるよう、保健センターでの健診や教室、また、生涯学習課と連携して家庭教育学級で規則正しい食生活、早寝早起き朝ごはん、おやつのとおり方など、食に関する正しい知識の普及や食育の意識の醸成を図っていきます。

朝食の摂取を推進するため、簡単な朝食メニューの普及に努めます。

住民が「食」について考えるきっかけづくりとして、食育月間（6月）と食育の日（毎月19日）を周知します。

■離乳食実習等の充実

プレママサークル、離乳食実習、がんばりママクッキングなどの教室において味覚の形成や楽しく食事をする事の大切さを伝えます。

■地域における食育の推進

地域ぐるみの食育を推進していくために、食生活改善推進協議会などの地域ボランティアや保育園、幼稚園、学校、などと連携しながら地域における食に関する学習の機会の充実を図ります。

■ちびっこ教室の充実

親子が楽しみながら料理づくりを体験し、栄養や食生活に関する正しい知識を学ぶ場として夏休み親子料理教室を開催していきます。

② 保育園、学校等における食育の推進

■保育園・幼稚園における食育の推進

食習慣の基礎を培う時期となる保育園・幼稚園においては、給食試食会、野菜の栽培、調理体験など、さまざまな機会を活用して、保護者と協力して食育を推進します。



■学校における食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識と、食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。

また、「お弁当の日」を実施し、食に対する感謝の気持ちを育み、食の大切さについて学ぶ機会とします。また、PTAとの連携により世代を超えた食育活動を推進していきます。

(4) 思春期の保健対策の充実

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体・精神面のバランスから、さまざまな問題が生じる時期といえます。この時期の問題と対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えると考えられます。また、母性、父性を育成するうえで重要な時期です。このような思春期における健康づくりや性に関する基本的知識の普及と悩みに関する相談・支援体制の充実を図っていきます。

① 性に関する正しい知識の普及

■性の尊重に関する教育の推進

思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導をします。

保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を推進します。

■HIV(エイズ)・性感染症防止対策の充実

学年の発達段階に応じて、エイズ・性感染症の予防に関する情報提供、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。

■思春期相談の充実

教育委員会など関係機関との連携を図り、相談支援の充実に努めます。また、毎週月曜日の午後を健康相談の日とし、ほっとみだけや広報みだけで周知します。

② 思春期における健康の確保

■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進

学校と保健センターの連携により、保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。

■思春期からの生活習慣病予防教育の推進

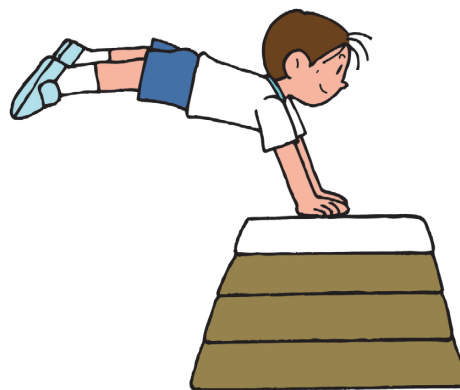
学校と保健センターとの連携により、生活習慣病についての知識の普及や、予防行動についての健康教育の実施、予防活動の普及・啓発を行います。

■歯科保健対策の推進

小中学校において、歯科衛生士によるブラッシング指導など歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。今後は、特に中学校における指導を重視していきます。また、PTAも一体となって親子ともに歯科保健指導を行うなど、学校の実情に合わせた取り組みを行います。

■運動に関する指導の充実

小中学校において、運動に関する意欲を高めるよう、日常的な運動習慣の定着をめざした指導を行います。また、体カテストの結果分析により、体育授業、休み時間の遊び、部活動等の充実を図ります。



2 すべての子育て家庭を支える体制づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

保護者をはじめ家族の就労形態の多様化により保育サービスは柔軟な対応が求められています。また、子ども同士の交流を通じた人間形成の場として保育園、幼稚園等に対する期待も高まっています。こうしたニーズに対応するよう、子ども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

<教育・保育提供区域>

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町は、本計画期間においては原則として町全体を1区域として、必要に応じて区域を設定することとします。

① 平日昼間における教育・保育の充実

■ 幼児期の教育・保育の充実

子どもに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者の子育てを支援します。

教育・保育の量は、各年度における支給認定の区分別に次のように見込みました。

基本的には、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて必要量の見込み(必要利用定員数)を推計しました。ただし、家庭類型や保護者の就労状況からは保育の必要性が高いと判断された場合についても、幼稚園の利用を希望している場合は「2号(教育ニーズ)」としました。3号の必要量の見込みは、これまでの利用率を勘案して見込みました。

必要量の見込みと供給量を一覧表にしたものが図表2.2.7です。1号認定および2号認定(教育ニーズ)については、町内幼稚園の定員数を供給量としました。3号認定については必要量を確保し、余裕分を2号認定の供給量として示しました。

本町では、供給量(定員数)が量の見込み(必要利用定員数)を上回ることから、

量の見込み、利用率がそのまま目標値となります。

図表 2. 2. 6 幼児期の教育・保育の必要量の見込み

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 号	113	116	115	112	107
2 号(教育ニーズ)	46	47	47	45	42
2 号	246	252	250	243	232
3 号 (利用率・目標値)	109 (27.9)	110 (29.7)	111 (31.3)	114 (33.0)	116 (34.8)
0 歳	20	21	21	22	22
1・2 歳	89	89	90	92	94
合 計	514	525	523	514	497

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号利用率=3号認定子ども数÷0～2歳子ども数×100

図表 2. 2. 7 サービス量の見込みと確保策

単位：人

区 分	①量の見込み (必要利用定員数)	②確保の内容（供給量、定員数で表記）				②-①
		計	幼稚園	認定こども園	保育園	
平成 27 年	1 号	113	320	320		161
	2 号(教育ニーズ)	46				
	2 号	246	256		256	10
	3 号(0歳)	20	20		20	0
	3 号(1・2歳)	89	89		89	0
平成 28 年	1 号	116	320	320		157
	2 号(教育ニーズ)	47				
	2 号	252	255		255	3
	3 号(0歳)	21	21		21	0
	3 号(1・2歳)	89	89		89	0
平成 29 年	1 号	115	320	320		158
	2 号(教育ニーズ)	47				
	2 号	250	254		254	4
	3 号(0歳)	21	21		21	0
	3 号(1・2歳)	90	90		90	0
平成 30 年	1 号	112	320	320		163
	2 号(教育ニーズ)	45				
	2 号	243	251		251	8
	3 号(0歳)	22	22		22	0
	3 号(1・2歳)	92	92		92	0
平成 31 年	1 号	107	320	320		171
	2 号(教育ニーズ)	42				
	2 号	232	249		249	17
	3 号(0歳)	22	22		22	0
	3 号(1・2歳)	94	94		94	0

全体の供給量（定員数）としては確保されますが、課題となるのは、3号認定のうち0歳児の受け入れ体制の整備であり、保育士、保育室の確保を図っていきます。

なお、認定こども園については、今後も情報収集や調査研究を行うこととし、子育てで家庭のニーズや地域の動向を踏まえて、認定こども園への移行を検討します。

■保育施設の充実

安全面や設備等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の充実を図ります。施設整備については、町立保育園の民営化への移行も含めた保育体制のあり方と具体的な整備手法を検討しながら進めていきます。

■保育士・幼稚園教諭等の研修

保育士・幼稚園教諭等の研修や相互交流を推進し、専門性の向上を図ることにより質の高い教育・保育の提供に努めます。

■町内の教育・保育施設等の連携

町内の保育園、幼稚園はもちろん、ぽっぽかん、ことばの教室、保健センター等との連携を図り、子どもの育ちと・子育てにかかわるさまざまなニーズや課題に対応していきます。

■民間活力の導入促進

多様なニーズに沿ったサービス内容の充実をめざし、公立保育園の運営における民間活力の導入を促進します。

② 時間外の保育等の充実

■延長・長時間保育の充実

利用者のニーズに対応できるよう、供給体制の確保の整備に努めます。

延長保育については、現在の利用実績を参考に見込みました。中保育園、御嵩保育園の2園で実施しており、1園が30人まで受け入れ可能として、現状の2園の体制で60人程度の供給量は確保できます。

上之郷保育園、伏見保育園においては、引き続き長時間保育を実施します。

図表 2. 2. 8 延長保育事業の量の見込みと確保策

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人	50	50	50	49	48
確保 方策	② 供給量	人	60	60	60	60	60
	実施か所	か所	2	2	2	2	2
②-①		人	10	10	10	11	12

■ 預かり保育の拡充

保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の拡充に関する協力を要請していきます。量の見込みは、ニーズ調査結果を基に、国のワークシートを用いて推計しました。

図表 2. 2. 9 幼稚園の預かり保育の見込みと確保策（年間、延べ）

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人	15,600	16,000	15,800	15,400	14,600
② 確保方策(供給量)		人	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
②-①		人	3,600	3,200	3,400	3,800	4,600

■ 一時預かり事業の拡充

保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、子どもを保育園等に預ける一時預かり事業については、御嵩保育園において実施します。今後も子育て家庭のニーズに対応したサービス内容の拡充等の検討を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの利用についても広報していきます。未就園児の一時預かり事業は実績を勘案して見込みました。

図表 2. 2. 10 未就園児の一時預かり事業の見込みと確保策（年間、延べ）

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		人	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400
② 確保方策(供給量)		人	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②-①		人	240	190	140	90	40

■ 休日保育の充実

保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・祝日の保育ニーズに応えられるよう、引き続き御嵩保育園において休日保育を実施します。

(2) 子育て支援の充実

核家族化の進展や地域の子育て機能の低下により、子育てに対する負担や不安が高まっています。誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

① 緊急時における子育て支援サービスの充実

■病児・病後児保育の実施

病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育は、仕事と子育ての両立を図る上で重要なサービスです。現在可児さくら保育園と委託契約を結び実施しています。しかし、これまで利用実績がないことから、平成27年度の利用を月あたり延べ3人とし、毎年月あたり1人増加していくとして見込みました。今後サービスの周知により急増することも考えられ、必要に応じて契約施設数を増やしていきます。

図表 2. 2.11 病児・病後児保育事業の見込みと確保策（年間、延べ）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み		人	36	48	60	72	84
確保 方策	② 供給量	人	80	80	80	80	160
	実施か所	か所	1	1	1	1	2
②-①		人	44	32	20	8	76

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施

保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、乳児院、児童養護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施します。

アンケート結果と国のワークシートを基に量の見込みを求めると、利用対象は一人もありませんでした。ここでは、延べ3人程度を見込みました。県内の児童養護施設等に委託して実施します。

図表 2. 2.12 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保策（年間、延べ）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み		人	3	3	3	3	3
確保 方策	② 供給量	人	3	3	3	3	3
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人	0	0	0	0	0

② 経済的支援の充実

■保育料の軽減

子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、本町保育園の保育料は国の徴収基準額より軽減されていますが、今後も保護者の経済的負担の軽減に配慮して検討します。また、幼稚園の保育料の軽減については私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施し、保護者の経済的負担に配慮していきます。

■就学援助費の支給

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費補助制度の周知に努めます。

■「ぎふっこカード」の周知

子育て家庭の経済的負担の軽減と地域の商店街等の活性化をめざした県の子育て家庭応援キャンペーン事業の一環である「ぎふっこカード」のPRを図ります。

③ 情報提供・相談体制の充実

■子育て支援ガイドブックの充実

子どもや子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、子育てガイドブックの充実を図ります。作成にあたっては、制作スタッフに住民の参加を得るなど利用者の視点を重視します。

■インターネットによる情報提供の充実

子どもの健康や保育園・幼稚園の情報、各種イベント情報などホームページの子育て支援情報については、住民が求める情報に即した形で提供できるよう内容の充実を図ります。

■相談窓口の充実（利用支援事業の実施）

「ぽっぽかん」の地域子育て支援センターにおいて、子どもや保護者からのさまざまな相談に対応します。また、町内の保育園開放日に合わせて、各保育園で巡回子育て相談を行います。

福祉課、保健センター、教育委員会などにおいては、電話、窓口、電子メールなど、利用しやすい多様な方法で対応していきます。

■教育相談体制の充実

登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係など多様な相談について、スクールカウンセラー（SC）、オアシス教室主任、オアシス教室（適応支援教室）による相談で適切に対応していきます。SC、オアシス教室主任は、要請によって訪問相談を行います。

■民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化

民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。

■地域における相談体制の充実

子育て支援の相談については、福祉課、教育委員会、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」、保健センター等役場内の連携を強化し、民生委員・児童委員なども連携して対応します。

④ 地域における子育て拠点の充実

■地域子育て支援拠点事業の充実

子育て不安の緩和等をめざし、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」で実施して



いる地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育て親子の交流の場の提供、子育てサークルの組織化などを推進していきます。量の見込みは利用実績を勘案して推計しました。

また、子ども・子育て支援法で法定化された「利用者支援」を加え、機能強化を図ります。

図表 2. 2. 13 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保策（月間、延べ）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	人	1,110	1,030	970	920	870
確保 方策	② 供給量	人	1,200	1,200	1,200	1,200
	実施か所	か所	1	1	1	1
②-①	人	90	170	230	280	330

図表 2. 2. 14 利用者支援事業の見込みと確保策

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

■ 「ぽっぽかん」の活用促進

「ぽっぽかん」の機能を活かし、子どもと高齢者など世代間交流の場として積極的に活用していきます。ボランティア団体「ぽっぽ母ベえ」が運営するぽっぽかんの喫茶ふれあいサロンは、育児中の母親同士の交流ばかりでなく、子育て経験豊富な高齢者との交流の場ともなっており、今後もさまざまなボランティアの活動拠点となるよう開かれた施設運営をめざします。

■ 園庭の開放

保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前の子どもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。

保育園では、月に 1 回未就園児とのふれあいの機会「あそびの広場」を設けていきます。

■ 出前保育の実施

地域の公民館や公園、中山道みたけ館等において、保育士による遊びの指導や育児相談を行う出前保育を実施します。

⑤ 住民主体の活動支援

■ 子育てサークル等への支援

地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルが立ち上げられ、エコ活動などが行われています。絵本やおもちゃの貸し出し、会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。

■ 子育て支援ボランティアの育成

子育てサークルの活動や母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援にかかわるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、その活動を支援していきます。

■子育て支援ネットワークの構築

家庭、保育園・幼稚園、学校、企業、地域の関係団体、行政など関連機関の連携を強化し、情報の共有化を図ることにより、総合的な子育て支援ネットワークの構築をめざします。

■ファミリー・サポート・センターの充実

ファミリー・サポート・センターは、住民自らがサービス提供者となる新しい形の援助システムで、平成22年度にスタートしています。本町においては、保育園の待機児童はなく、就学前児童については、一時預かりや延長保育で概ね対応が可能であるため、利用実績は年十数回にとどまっています。積極的な周知活動、講習会や交流会の実施等により会員の増加と利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進します。量の見込みは現状を勘案して推計しました。

図表 2. 2. 15 ファミリー・サポート・センター事業の見込みと確保策（年間、延べ）

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	就学前児童	人	3	3	3	3	3
	小学生	人	35	35	34	34	34
	①計	人	38	38	37	37	37
確保方策	②供給量	人	40	40	40	40	40
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
②-①		人	2	2	3	3	3

(3) 支援を要する子どもへの対応

子どもの心身の障がいや、保護者の状況などにより、自立した子育てが困難な家庭があります。こうした状況に関わりなく、すべての子どもが地域でいきいきと暮らすことができ、保護者が安心して子育てができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

① 障がいのある子どもの保育・教育の充実

■障がい児保育の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に保育するなど統合保育を推進し、障がいのある子どもの発達を促します。同時に、障がいのない子どもと障がいのある子どもの相互理解を進めます。このため、加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。

■障がい児発達支援（ことばの教室）の充実

早期療育のための通所施設として、ことばの教室が「ぼっぽかん」の中に設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。また、入級退級判定委員会を開催し、保育園・幼稚園・町保健センターと連携して対応をします。増加傾向にある発達障がい児、発達支援を要する子どもに対応するため、個々に対する支援プログラムづくりができる体制を整えていきます。

■発達障がい児支援ネットワークの確立

保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、福祉課、保健センター、各保育園・幼稚園、学校、医療機関など、関係機関のネットワークを確立し、迅速で適切な対応に努めます。

■保育所等訪問支援（巡回相談）の実施

臨床発達心理士、障がいのある児童の指導経験のある保育士、保健師等が協力連携し、町内の保育園、幼稚園を巡回し集団に適應するための専門的な支援を行います。

■障がいのある子どもを持つ保護者への支援

子どもの障がいは、親にとっても精神的な負担は非常に大きく、継続的な心の支援が求められます。研修会、交流会、相談等を通じて精神的負担の軽減に努めます。

■発達障がいに対する理解促進

発達障がいに関する知識と理解を深めるため、保育、教育、保健関係など児童と日常接する機会の多い職種の人が積極的に研修等に参加するとともに、日常業務を通じて常に理解の促進を図ります。

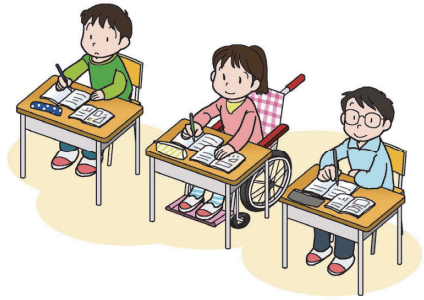
■放課後等デイサービスの実施

就学している障がいのある児童が、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。

児童、保護者の意見や状況などを踏まえ、サービス事業所の紹介等、利用者支援を行います。

■インクルーシブ教育の推進

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。



また、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて町・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で合理的配慮を決定し、提供します。

■重度心身障がい児への社会参加の促進

重度の障がいのある児童の社会参加を促進するために、公共交通機関の利用にかかる費用の一部を助成します。該当する人ができるだけ多く利用できるよう周知に努めます。

② ひとり親家庭の自立支援の充実

■ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、医療費の助成、母子世帯の水道料助成、保育料の減免など経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。

生活資金や奨学金の貸付制度、各種助成制度の充実に向け、国・県に働きかけます。

■ひとり親家庭に対する情報提供

中濃振興局・岐阜県母子家庭等就業自立支援センターと連携して、各種サービスの周知啓発を図り、必要なサービスの利用を促進します。

■ひとり親家庭に対する就業支援

母子家庭の母親、父子家庭の父親の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業の周知を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、民間事業者に対する協力を要請していきます。

(4) 親の仕事と生活の調和

「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスをとって、住民一人ひとりが充実した生活を送ることが求められています。充実した生活は、個人を成長させ、それによって企業は持続的に発展し、社会全体にも活力が生まれます。長期的な展望に立って、すべての働く親がゆとりを持って子育てできるよう、企業の理解を得ながら仕事と生活の調和をめざします。

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

■ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、セミナーを開催するなど意識啓発を図ります。



■柔軟な就労形態の推進

多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者にワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等を周知し、啓発に努めます。

■相談窓口の設置

働く男女がともに家庭的責任を担い、家庭生活と職業生活を両立したバランスよい生き方ができるように相談窓口を設置していきます。

■一般事業主行動計画の策定促進

商工会など関係機関と協力して、従業員100人以下の事業主についても、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます。

② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進

■育児・介護休業制度等の周知

ハローワーク、広域労働者雇用支援団体、労働基準監督署など関係機関と連携し、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。

■再就職のための支援

出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談や職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。また、ハローワークと連携し、管内の企業による就職説明会を開催するなど、再就職希望者の支援を行います。

■事業所内保育施設の整備促進

従業員のために託児施設を設置した事業主に対して支給される事業所内託児施設助成金や、子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業等をPRし、事業所内の保育施設の整備を啓発します。

③ 男女共同参画の推進

■男女共同参画の意識啓発

広報紙をはじめとするさまざまな媒体での意識啓発のほか、「ふれあい人権講演会」の開催を通して、幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民の参加を得られるように努めます。

■男性の子育て参加の促進

男女共同参画を念頭に、「家族学級」など家庭教育事業を開催し、父親の子育て参加や親子のふれあいを促進します。

家庭教育学級などの開催にあたっては、父親を含む多世代が参加しやすい工夫を行います。

父性育成のため、父子手帳を母子健康手帳と同時に交付していきます。

(5) 子どもと家族の人権を守るための支援

本町では、家庭での子どもへの虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など子どもや家族の人権を侵害するような事件は、幸いにしてあまり起きていません。しかし、子どもや女性への虐待やDVは顕在化しにくく、男女共同参画のアンケート結果によると「直接経験したことがある」と回答している人もあります。子どもや家族の人権の侵害は決して特殊なことではなく、誰にでも起こり得ることです。すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、子どもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

① 子どもの人権に関する啓発

■人権に関する啓発の推進

広報紙、講演会など、さまざまな媒体、機会を通して、子どもの人権を含めた人権に関する意識の啓発に努めます。

■人権教育・啓発に関する基本計画の推進

「御嵩町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における人権施策を推進していきます。

■子どもの意見を聞く場づくり

子どもは大人の従属物ではありません。子どもの意見を尊重し、まちづくり等に反映できるよう、子どもの意見を聞く場づくりに努めます。

② 児童虐待・DVの防止

■児童虐待防止のためのネットワークの充実

要保護児童対策協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育園・幼稚園、学校、保健センター、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。

■児童虐待に対する相談の充実

被害にあった子どもや保護者等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の整備を進めていきます。

■児童虐待防止の啓発

住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。また、関係者の研修会や講演会を開催していきます。

3 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

(1) 子どもの健全育成対策の充実

子どもたちが、夢を抱きながら自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や人を思いやるところ、たくましく生きるための健康なからだを育むことが重要です。さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域ぐるみで子どもの健全育成を図っていきます。

① 地域活動の推進

■ 青少年育成町民会議の充実

青少年育成町民会議の体制の充実を図るとともに、各自治会に地区推進員を配置し、青少年の健全育成を強化します。また、安全安心ボランティア活動など各地区の実情にあった活動を推進するとともに、少年の主張大会、街頭啓発、夏休み中の夜間パトロール、青少年の体験学習等を実施していきます。

■ 世代間交流の促進

次の時代を担う子どもたちに地域の文化・伝統を伝えていくことは豊かなまちづくりにつながっていきます。高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を、子どもたちやその親の世代に伝えることができるよう、高齢者いきがい活動支援センターでの交流や、夏祭りなどの地域行事などを中心とした、子どもと高齢者との交流の場づくりに努め、多世代間の交流を促進します。

■ 子どものボランティア活動の推進

地域清掃活動などの地域におけるボランティア体験の機会を充実します。これらの活動にあたっては、社会福祉協議会、地域住民の協力を得ながら取り組みます。

中・高校生主体のボランティアグループであるJLC活動が活性化するよう、さまざまな側面的な支援を行っていきます。

■ 子ども会活動への支援

子ども会活動を子どもが主体的にできるよう、子ども会育成協議会をはじめ関係団体との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。

■総合型地域スポーツクラブ等の充実

子どもから高齢者まで世代を超えて、生涯にわたってスポーツに親しむことができ、スポーツのみならず文化活動としても展開できる総合型地域スポーツクラブとして、平成23年2月に「みたけスポーツ・文化倶楽部」が設立されました。「多種目」、「多世代」、「多目的」の要素が盛り込まれたプログラムを住民自らが主体となり、「みんなで」「たのしく」「けんこうに」を合言葉に、スポーツ活動だけではなく文化活動をも取り入れた運営を進めます。

平成26年度から、スポーツ少年団がクラブの会員として参加しました。

子どもの身体・運動機能の向上と地域の連帯感を培うためにスポーツ少年団の活性化を図ります。地域の指導者の養成に努め、誰もが参加できる組織づくりをめざします。

② 子どもの居場所づくり

■放課後児童クラブの拡充

これまで低学年を対象とし、御嵩小学校放課後児童クラブ（定員80人）、伏見小学校放課後児童クラブ（定員40人）の2か所、合計120人で実施しており、10人程度の増加には対応できます。量の見込みは現状の利用実績に加え、高学年のニーズを参考に推計したものであり、上之郷小学校の児童分を含んでいます。御嵩小学校、伏見小学校については現状のクラブで概ね対応が可能と考えます。上之郷小学校については、平成27年度から上之郷保育園で実施していきます。同時に、すべてのクラブで高学年の受け入れを行います。

図表 2. 2. 16 放課後児童健全育成事業の見込みと確保策

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	低学年	人	112	107	112	108	111
	高学年	人	27	27	25	27	26
	合 計	人	139	134	137	135	137
② 確保方策 (供給量)		人	135	135	135	135	135
実施か所		か所	3	3	3	3	3
②-①		人	▲4	1	▲2	0	▲2

■放課後子ども教室（地域子ども教室）の充実

土・日曜日と学校の夏休み等の長期休暇中における子どもの居場所を提供するため地区公民館などを拠点に地域住民の参画を得て、体験活動やスポーツ・文化活動などの交流活動などを行う地域子ども教室の充実を図ります。

また、国では放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施し、学習支援や各種のスポーツ・文化活動などを自由参加で共通プログラムとして実施する放課後子ども総合プランの推進を行っています。

現在、当町においては、放課後子ども教室は実施していませんが、平成31年度までに2か所の実施を計画し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行う教室として、2か所整備していくことをめざしていきます。

このため、学校などとの協議を行い放課後の学校施設の一時的利用の確保、人材の確保や運用方針などについて検討を進めるとともに、放課後児童クラブとの連携を深め一体的な運用を検討していきます。

図表 2. 2.17 放課後子ども教室（地域子ども教室）の整備計画

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子ども教室	か所	6	6	6	6	6
放課後子ども教室	か所	0	0	0	0	2
一体型	か所	0	0	0	0	2

■公園の整備

地域の公園が、魅力ある公園として子どもたちの育ちの場、放課後の子どもたちの居場所となるよう、児童公園等の整備助成制度の充実を図るとともに、管理に関する支援を行っていきます。また、多世代にわたる健康づくりの場、地域の交流の場として機能するよう、設備の内容や配置を検討します。

■児童館の整備

子どもが天候に左右されず安心して遊ぶことができるよう、老朽化した中児童館について、具体的な整備手法を含めて建て替え等の検討をしていきます。

■児童館の柔軟な運営

子どもの居場所として柔軟な活用が図れるよう指定管理者制度により運営していきます。

(2) 教育環境の充実

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と思いやりのこころを育む教育環境をつくっていきます。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

① 学校教育の充実

■学力の確実な定着

学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や補助教員の配置などにより、個に応じたきめ細かな学習指導を進めます。

■道徳・人権教育の推進

深刻ないじめの問題等を踏まえ、道徳教育の改善・充実が図られることとなりました。豊かな体験による内面に根ざした道徳性を育成するため、あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくように努めます。また、子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合うこころを育て、差別や偏見がなくなるよう、学校、家庭、地域の連携による人権教育を進めます。

■福祉教育の推進

子どもの頃からの福祉教育は、福祉に対する高い意識を形成する上で重要です。総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある人や高齢者との交流など体験学習を実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどして、福祉のこころを育てていきます。

■環境教育の充実

環境モデル都市みたけの一員として、環境に対する意識・知識を高めるとともに、環境保全に関心を持つことができるよう、学校教育のなかで環境教育を進めていきます。また、その学習の成果を地域に広める取組をしていきます。

■体験学習の充実

総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかかわる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育てていきます。

■ICT教育の充実

パソコン等を活用して、情報コミュニケーション技術の向上を図るとともに、情報モラルの向上をめざし、インターネットなどの適切な利用方法を伝えていきます。

■特色ある学校づくり

地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりをめざします。

■保育・教育機関の連携

保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。

② 豊かな心を育むための取り組み

■本とのふれあいの促進

絵本・紙芝居の読み聞かせ（みみちゃんタイム）を通し、乳児の言葉と心の発達を支援するとともに、親子のふれあいを深められるよう、絵本とふれあう機会を提供します。

子どものうちから読書の素晴らしさを伝え、豊かな感性を身につけるとともに、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を培っていきます。

各校において、図書館の蔵書の充実や児童生徒が親しみやすく読書活動が充実するような図書館経営に努めます。

■子どもの創作活動の推進

子どもの豊かな心と感受性を育むため、創作活動を行う機会の充実を図ります。また、多くの住民の目に触れる庁舎や関係施設において、作品展などの発表の場を提供します。

③ いじめや不登校に対する取り組み

■相談体制の充実

不登校などの学校不適應については、オアシス教室相談員、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。また、スクールカウンセラー等による教職員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を構築します。

いじめや差別の未然防止のために、毎日の児童生徒の観察はもとより、定期的なアンケートの実施、生活記録の活用などにより、常に児童生徒の様子把握に努めていきます。

■適応支援教室の充実

不登校児童・生徒を対象とした適応支援教室「オアシス教室」の充実に努めるとともに、小中学校と連携し、学校生活への復帰や進学などへの支援を行います。

(3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと知識を身につけ、主体的に子育てにかかわることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行っていきます。また、子どもたちが、次代の親として子どもを生み育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めていきます。

① 親育ちの支援

■身近な場所での子育て講座等の開催

子どものしつけや接し方など子育てに悩んでいる家庭が多いことから、地域子育て支援センター、保育園、母子保健事業などさまざまな人材、施設、機会を活用して、身近な場所での子育て講座、相談などを実施します。また、子育て支援にかかわる関係職員、各種子育てサポーターなどの研修等により資質の向上を図ります。

■家庭教育学級の充実

0歳児から中学校期まで子どもの発達段階に応じた家庭教育学級を開催します。家庭が抱える悩みに即した内容、聴講したい講師の開拓、子育てサロンの開催など、内容の充実に努めるとともに、ボランティアによる託児など参加しやすい環境づくりに努めます。また、0歳児学級では、初めて子育てする親の悩みについて保健センターと

連携して相談を行います。

■家庭の教育力を高める情報提供

子育てに必要な知識や技術を学べるよう、さまざまな機会を通してヒントや手本となる子育て情報を提供します。また、父親の家庭教育への関わり等について学ぶ機会を提供します。

■イベント等への参加促進

子育て中の保護者の社会参加を促進するため、町が主催するイベント、講演会等における託児サービスを拡充していきます。また、託児ボランティアの育成を促進し支援体制の強化を図ります。

② 次代の親の育成と若者の自立支援

■中学生の保育体験の推進

少子化の進行により小さな子どもと接する機会の少なくなった中学生が、乳幼児とふれあう機会をつくります。

■若者の自立意識の高揚

若者が自分の力で生きていくために、職業意識や自立意識を持てるよう、小中学校において、「進路教育」「キャリア教育」の中に、勤労体験や体験活動等を組み込むことにより、望ましい勤労観や職業観の育成に努めます。

■若者の就労意識の高揚

中学校において、職場体験学習や保育実習等を実施し、若者の就労意識の高揚を図ります。

■若者の就労支援

ハローワークと連携し、管内（町内含む）の高等学校を対象とした、地元の各種企業との意見交換会や企業見学会を開催し、就職活動の促進を図ります。

4 子どもが安全に育ち安心して過ごせる地域づくり

(1) 子どもの安全確保

子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域を中心に関連機関の連携の強化を図りながら、犯罪や災害、交通事故から子どもを守るための活動を推進していきます。

① 子どもを犯罪から守る仕組みづくり

■見守り体制の強化

子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため学校安全サポーターを配置するとともに、生徒児童が危険から身を守る方法を身につけるよう指導していきます。

学校安全サポーターに加え、おSUN歩あるきたいなど地域住民による子どもの見守りが行われるよう参加・協力を呼びかけていきます。

■緊急避難所の充実

子どもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子ども110番の家」（緊急避難場所）等、子どもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難場所の拡充を図るとともに、そのPRに努めます。また、学校防犯メールにより、保護者への必要な情報を迅速に伝達します。

■子どもの携帯電話利用に関する啓発

携帯電話、スマートフォン、パソコン等を通じて
容易に接続できるインターネット上の有害情報やい

じめから子どもを守るため、子どもの携帯電話の正しい利用に関する啓発を行うとともに、直接対話することの大切さを伝えていきます。さらに、子どもだけでなく、保護者が現状を知り、対応する必要があることから、講演会等による啓発に努めます。



■非行防止活動の推進

青少年育成町民会議が中心となって、青少年の非行防止のための活動を推進するとともに、万引き、未成年の喫煙・飲酒などに対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進していきます。

特に、夏休み中については、地区推進員等による青色防犯パトロール（自主防犯パトロール）を行います。

② 子どもを災害・交通事故から守る仕組みづくり

■交通安全教育の充実

子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察・交通指導員等との連携により実施します。

■防災教育の推進

防災訓練とともに、防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。また、教職員を対象に救急救命講習会（AED講習会）等を実施します。

■通学路等の危険箇所の点検・改善

御嵩町通学路交通安全推進会議を設置し、「御嵩町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に向けた取組を行います。

また、防犯灯について、設置費用の補助を行いながら、各自治会による設置を促進していきます。

■児童施設の防災対策の推進

子どもに関連する施設の耐震補強工事を推進します。各保育園、各児童館において、定期的に避難訓練を実施します。

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

快適な子育て環境に必要なのは「ゆとり」です。子どもと親が安心して暮らせる「ゆとりある空間」の創造は、次の時代を担う子どもたちに必要な投資です。こうした視点から、子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の整備に努めていきます。

① 良好な住環境の整備

■良好な住環境を備えた町営住宅の整備

町営住宅の建設・建て替えにあたっては、できるだけ多くの住民の意見を聞き、誰もが住みやすい住宅となるよう努めます。また、有害化学物質を含まない自然素材を活用するとともに、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化に努めます。

■安全な住宅の整備促進

木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震補強工事補助を実施し、安全な住宅への改善を支援します。アレルギー性疾患やシックハウス症候群など、住宅に起因する健康被害に対する情報提供を行い、安全な住宅の建設を促進します。

② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

■ユニバーサルデザインの推進

公共建築物等の整備にあたっては、だれにも使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。

■子どもに配慮した空間整備

公園・公共建築物などは、子どもや子ども連れなどにやさしい整備を推進します。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）等の基準にそった整備を進めます。

■安全な歩行空間の確保

歩道の整備、歩道の段差解消など、安心して出かけられる歩行空間の整備を促進します。駅およびその周辺については、バリアフリー新法の基準にそって整備を進めます。

第3 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 御嵩町子ども・子育て会議の開催

子どもの保護者、保育・教育・福祉関係者、商工関係者など、子ども・子育てに関する関係者で構成する「御嵩町子ども・子育て会議」を毎年開催し、計画の進捗状況を把握しながら計画を推進します。

(2) 庁内の推進体制

この計画は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など多様な分野にわたっています。このため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 関係機関との連携

計画を総合的に推進するため、保育園、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、保健センター、子ども相談センター、社会教育指導員など、関連する機関等が、それぞれの立場から子どもと子育てに対する責任と役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力の体制を強化します。

(4) 住民と行政の協働による推進

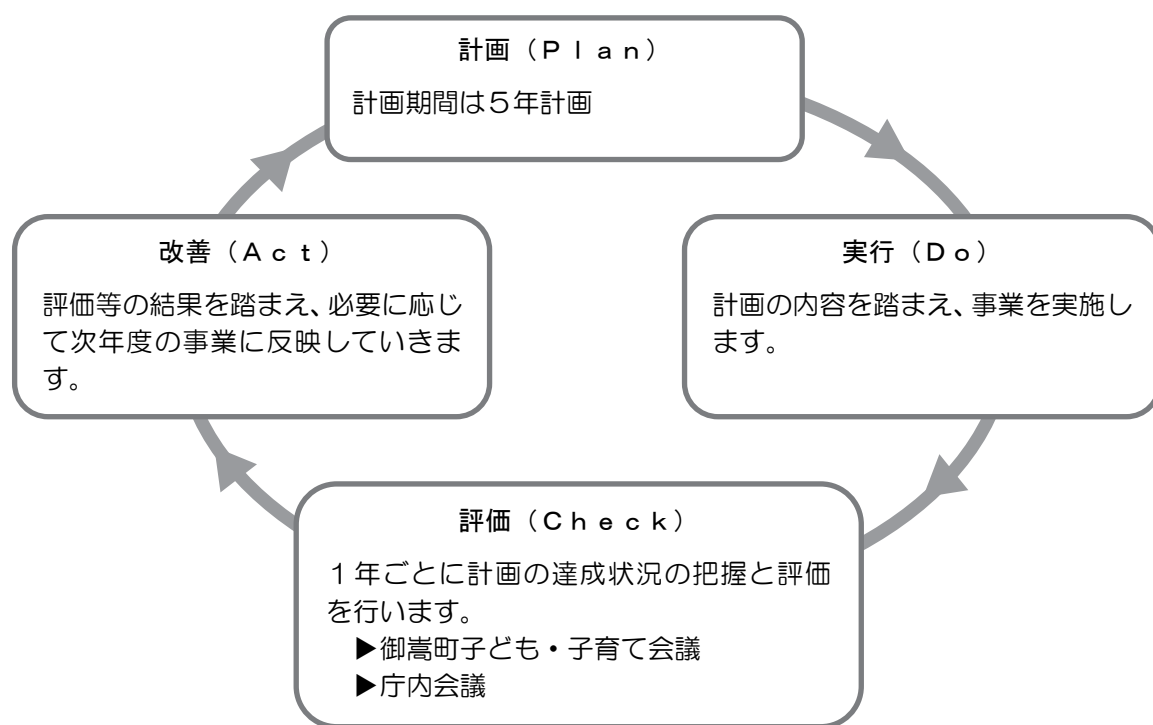
子どもや子育てをめぐる問題・課題は、保護者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。誰もが地域で安心して子どもを産み育てるためには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。そこで、計画の推進にあたっては、住民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(5) 地域における連携

地域において活動する団体等並びに企業、商工会等との連携・協力の体制を強化し、地域における計画の周知と具体的な子育て支援活動を推進します。

2 計画の進行管理

この計画の目標年度は平成31年度ですが、計画の実効性を高めるためには1年ごとの積み重ねが重要となります。計画の進捗状況を把握し適切な計画の進行管理を行うため、御嵩町子ども・子育て会議において毎年定期的に報告・審議を行います。



A decorative flourish consisting of two symmetrical, flowing lines that curve upwards and then downwards, framing the text in the center.

第3部 資 料

1 計画の策定経緯

平成25年度

年 月 日	事 項
平成 25 年 11 月 28 日 ～平成25年12月16日	ニーズ調査の実施 (対象者：就学前児童の保護者及び小学生の保護者)
平成 26 年 3 月 24 日	第 1 回御嵩町子ども・子育て会議 ○委員の委嘱 ○子ども・子育て支援新制度の説明 ○ニーズ調査の結果報告 ○計画策定のスケジュール

平成26年度

年 月 日	事 項
平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回御嵩町子ども・子育て会議 ○御嵩町の現状 ○幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策 ○子ども・子育て支援新制度移行に伴う新規条例（案）
平成 26 年 9 月 29 日	第 3 回御嵩町子ども・子育て会議 ○計画の素案 ○保育の必要性の認定基準
平成 27 年 1 月 15 日	第 4 回御嵩町子ども・子育て会議 ○実施計画
平成 27 年 2 月 2 日 ～平成27年2月23日	パブリックコメントの実施

2 御嵩町子ども・子育て会議

(1) 御嵩町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 19 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、御嵩町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉を担当する課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続、その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(2) 御嵩町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属 等	区 分	備 考
田 中 信 治	町教育センター所長	4号委員	会長
落 合 亨 子	児童館厚生員	3号委員	副会長
伊 藤 和 男	県子ども会育成連合会副理事長	1号委員	
生 駒 知 凡	みたけ幼稚園保護者会代表	2号委員	
山 田 詩 子	町保育園保護者会連合会理事	2号委員	
寺 尾 光 彦	町商工会長	5号委員	
吉 田 倫 子	民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	4号委員	
杉 山 一 夫	みたけ幼稚園園長	3号委員	
日 比 野 武 志	校長会会長	3号委員	平成 26 年 4 月～
梅 田 幸 秀			～平成 26 年 3 月
田 中 成 人	町教育委員会学校教育係長	3号委員	平成 26 年 4 月～
大 鋸 敏 男			～平成 26 年 3 月
河 内 百 合 子	私立御嵩保育園園長	3号委員	
中 村 美 智 子	公立保育園園長代表	3号委員	
井 藤 直 美	子育て支援センター所長	3号委員	

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

◆調査方法等

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	就学前児童の保護者 全数	小学生の保護者 全数
調査票の配布・回収	①保育園・幼稚園を利用している児童は、園を通じて配布・回収 ②保育園・幼稚園を利用していない児童は、郵送配布・郵送回収	・学校を通じて配布・回収
調査基準日	平成25年11月1日	
調査期間	平成25年11月28日～12月16日	

◆回収結果

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
配布数	823	729
回収数	391 (47.5%)	572 (78.5%)
有効回答数	390 (99.7%)	556 (97.2%)

◆集計・分析にあたって

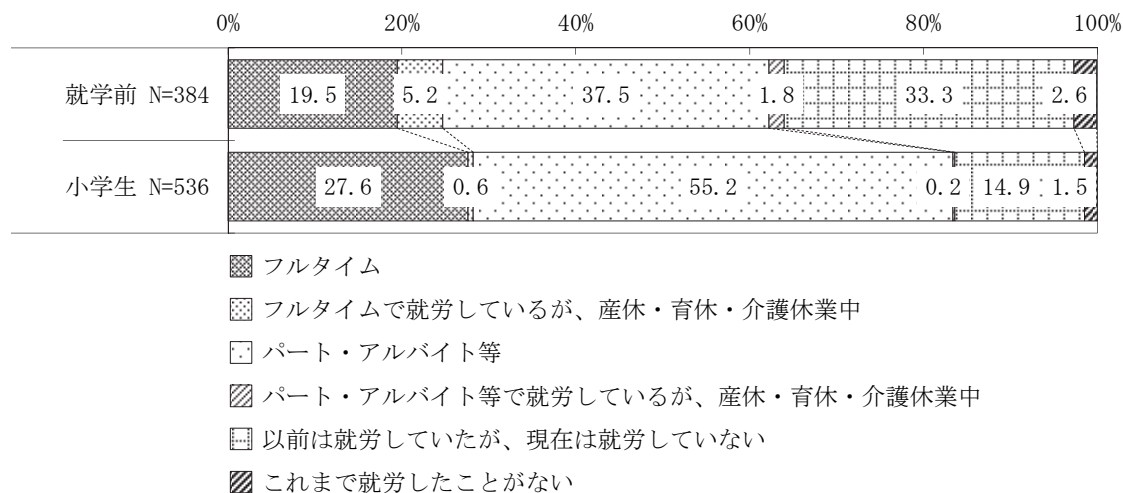
- ① 図表中のNは回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（N）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。
- ④ 各調査には、年齢、配偶関係、母親の就労状況等について不詳があります。
- ⑤ 就学前児童の年齢については次の区分で集計しました。

平成24年4月～平成25年3月生まれ	➡	0歳
平成23年4月～平成24年3月生まれ		1歳
平成22年4月～平成23年3月生まれ		2歳
平成21年4月～平成22年3月生まれ		3歳
平成20年4月～平成21年3月生まれ		4歳
平成19年4月～平成20年3月生まれ		5歳

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童、小学生の保護者ともに「パート・アルバイト等」が最も高くなっています。「パート・アルバイト等」と「フルタイム」を合計した《就労中》は、就学前児童保護者が57.0%、小学生保護者が82.8%となっています。

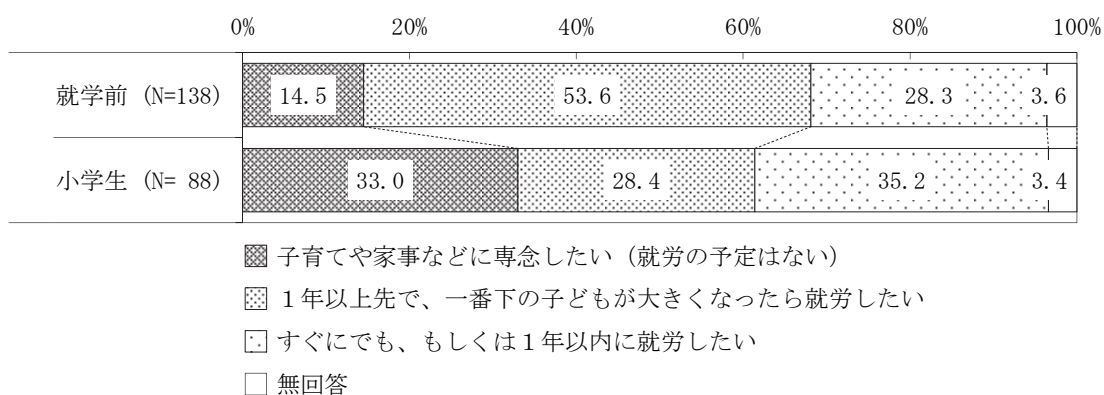
図表1 母親の就労状況



(3) 母親の就労意向

現在、仕事をしていない母親の就労意向は、就学前児童保護者は「1年以上先で、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が最も高く、小学生保護者は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」「子育てや家事などに専念したい」が30%台です。「1年以上先で、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合計した就労意向は、就学前児童保護者が81.9%、小学生保護者が63.6%です。

図表2 母親の就労意向

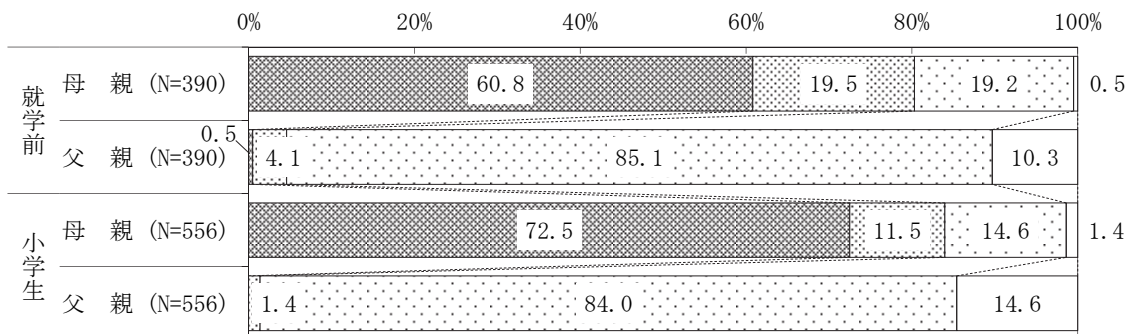


(4) 育児休業の取得の有無

「宛名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか」とたずねたところ、母親は「働いていなかった」が最も高く、父親は「取得していない」が85%前後を占め

ています。父親で「取得した（取得中である）」のは、就学前児童保護者が4.1%（16人）、小学生保護者が1.4%（8人）です。

図表3 育児休業の取得の有無

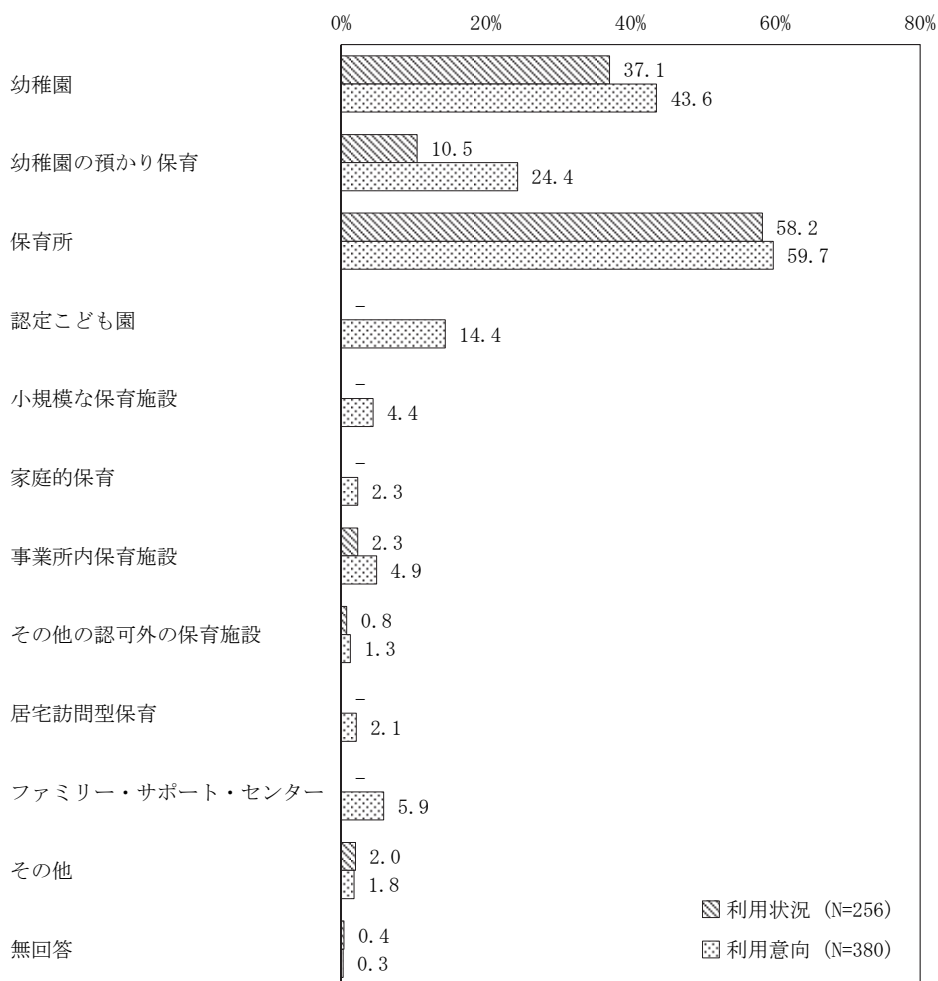


■ 働いていなかった ■ 取得した（取得中である） □ 取得していない □ 無回答

(5) 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童）

定期的に利用している教育・保育事業は、「保育所（園）」が最も高く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の順となっています。定期的に利用したい教育・保育事業も利用状況と同様です。「認定こども園」が14.4%あります。

図表4 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童・複数回答）

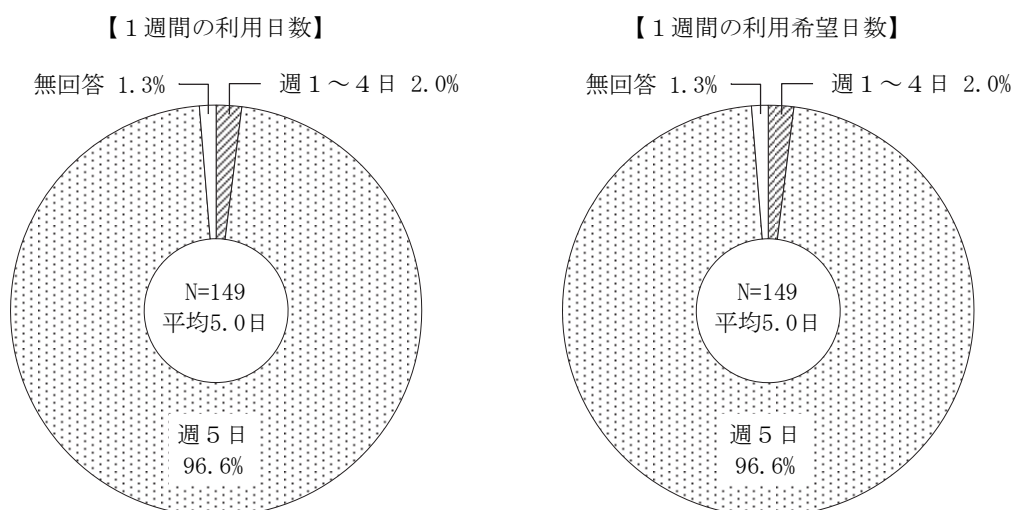


(6) 平日の保育園の利用状況と利用意向（就学前児童）

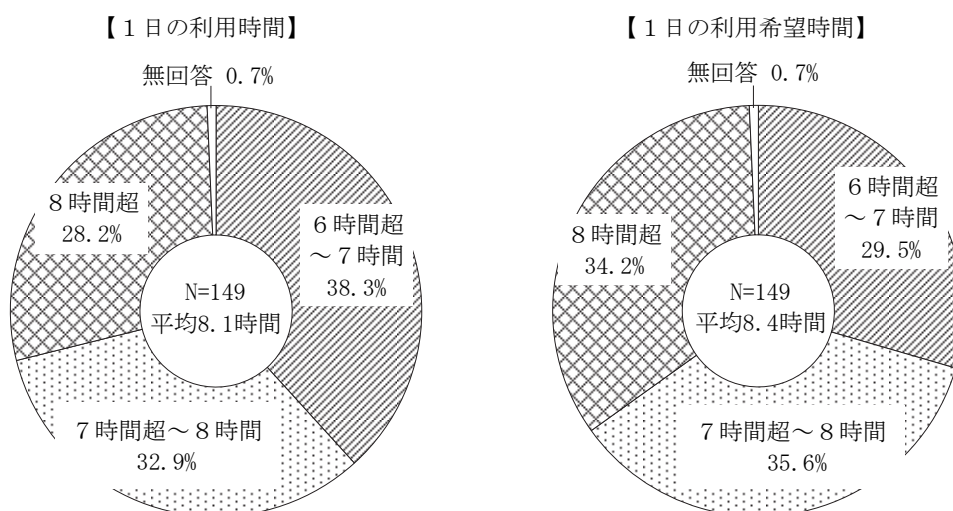
認可保育所の現在の利用日数は、「週5日」が96.6%を占めており、平均は5.0日です。希望する利用日数は、現在との利用状況と同じです。

現在の利用時間は「6時間超～7時間」が38.3%と最も高く、次いで「7時間超～8時間」が32.9%、「8時間超」が28.2%となっており、平均は8.1時間です。希望する利用時間は、「7時間超～8時間」が35.6%と最も高く、次いで「8時間超」が34.2%、「6時間超～7時間」が29.5%の順となっており、平均は8.4時間に増加しています。

図表5 平日の保育園の利用日数と利用希望日数（就学前児童）



図表6 平日の保育園の利用時間と利用希望時間（就学前児童）

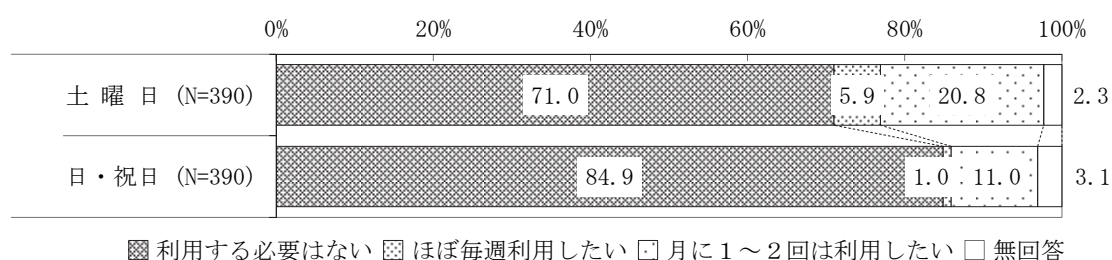


(7) 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

土曜日の定期的な教育・保育事業については、「利用する必要はない」が71.0%を占めています。「ほぼ毎週利用したい」（5.9%）と「月に1～2回は利用したい」（20.8%）を合計した利用意向は26.7%です。

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業については、「利用する必要はない」が84.9%を占めています。「ほぼ毎週利用したい」（1.0%）と「月に1～2回は利用したい」（11.0%）を合計した利用意向は12.0%です。

図表7 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

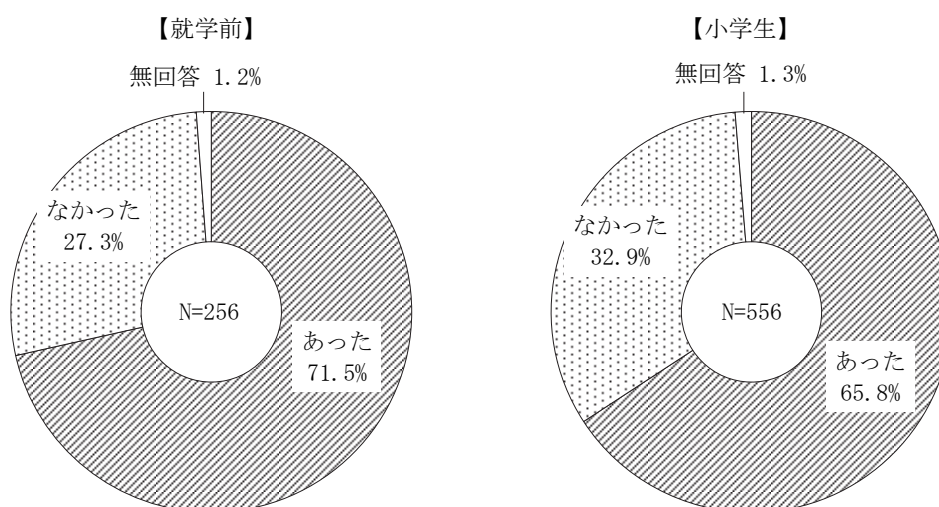


(8) 子どもが病気等で保育園・幼稚園や学校が利用できなかったこと

平日の教育・保育事業を利用している人に、「この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか」とたずねたところ、「あった」が71.5%、「なかった」が27.3%となっています。

小学生保護者に、「この1年間に、お子さんが病気やけがで休まなければならなかったことはありますか」とたずねたところ、「あった」が65.8%、「なかった」が32.9%となっています。

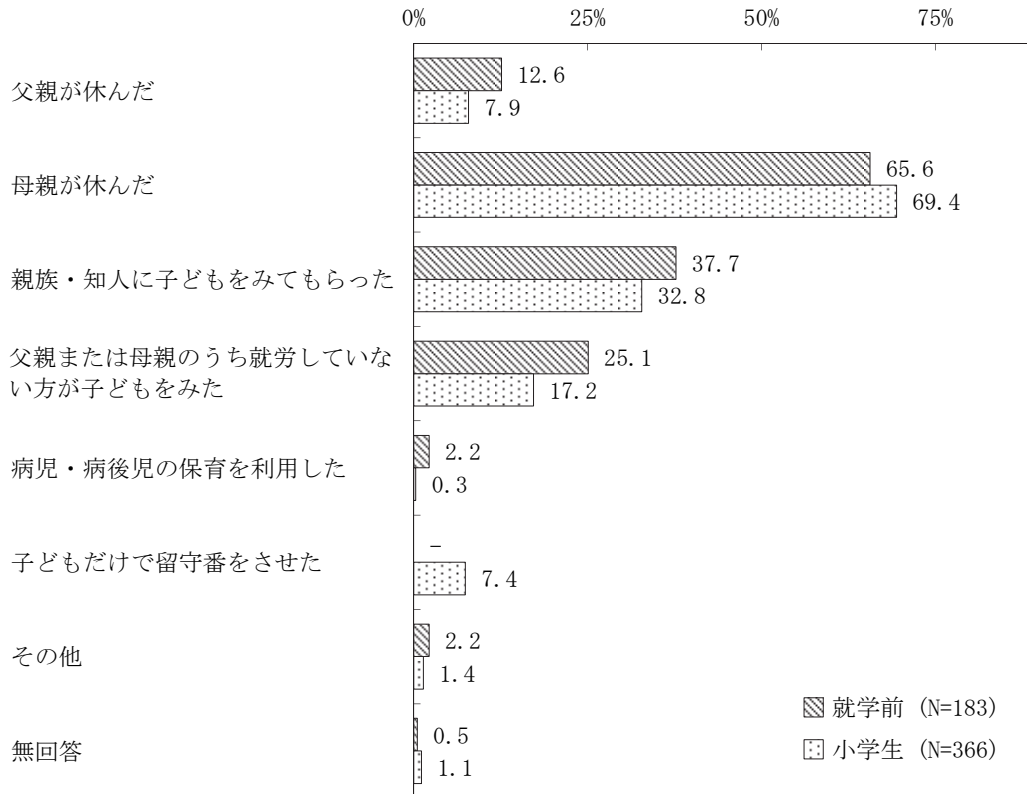
図表8 子どもが病気等で保育園・幼稚園や学校が利用できなかったことの有無



子どもが病気等で休んだときの対処法については、就学前児童、小学生の保護者ともに「母親が休んだ」が65%を超えています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の順となっています。

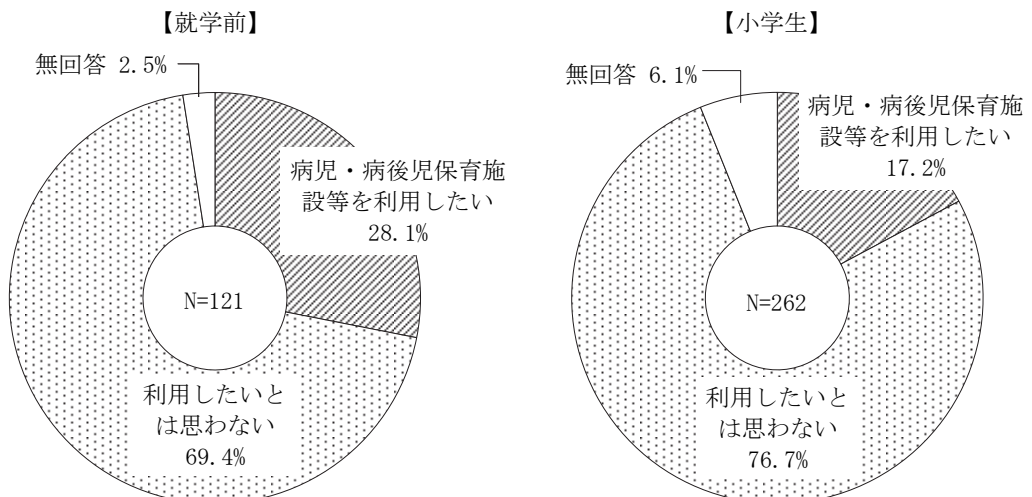
「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人の病児・病後児保育施設等の利用意図は、就学前児童保護者が28.1%、小学生保護者が17.2%となっています。

図表9 子どもが病気等で保育園・幼稚園や小学校を利用できなかった時の対処法（複数回答）



(注) 選択肢「ベビーシッターを利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」も用意したが、回答はなかった。

図表10 病児・病後児施設等を利用したいと思ったか



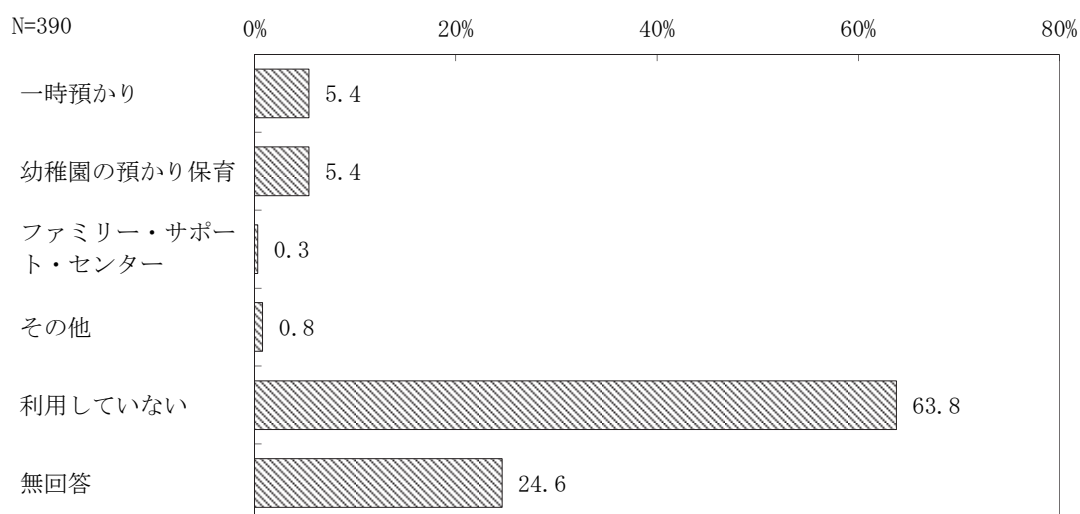
(注) 回答者は、図表9で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人である。

(9) 不定期の教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時的に子どもを預けられる事業の利用経験の有無をたずねたところ、「一時預かり」および「幼稚園の預かり保育」が5.4%などとなっていますが、「利用していない」が63.8%となっています。

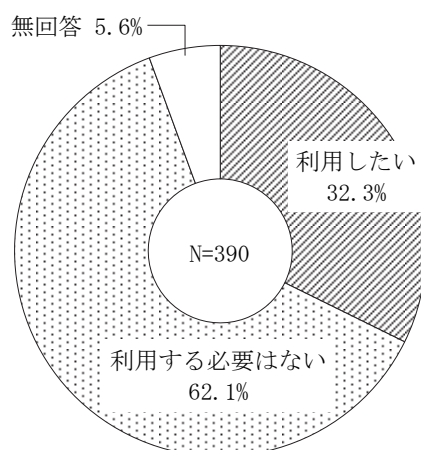
一時預かり等の利用意向は32.3%です。

図表11 不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童・複数回答）



(注) 選択肢「夜間養護等事業（トワイライトステイ）」「ベビーシッター」も用意したが、回答はなかった。

図表12 不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

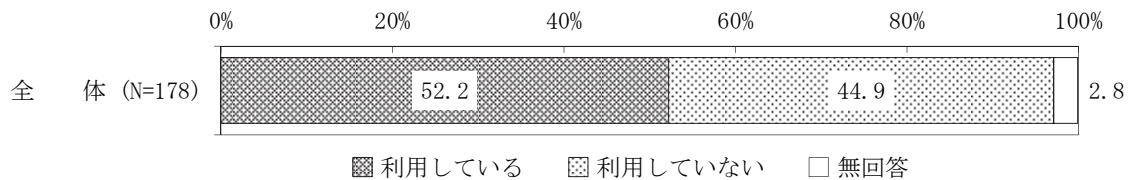


(10) 地域子育て支援拠点事業（ぽっぽかん）の利用状況と利用意向（未満児）

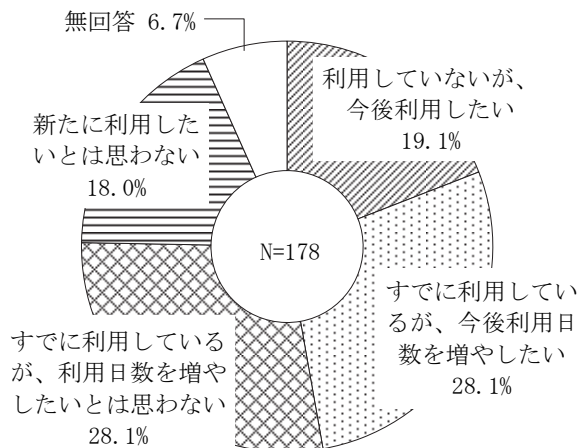
3歳未満児の「ぽっぽかん」の利用率は52.2%です。

3歳未満児の利用意向は、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいとは思わない」が共に28.1%となっています。

図表13 地域子育て支援拠点事業（ぽっぽかん）の利用状況（未満児）



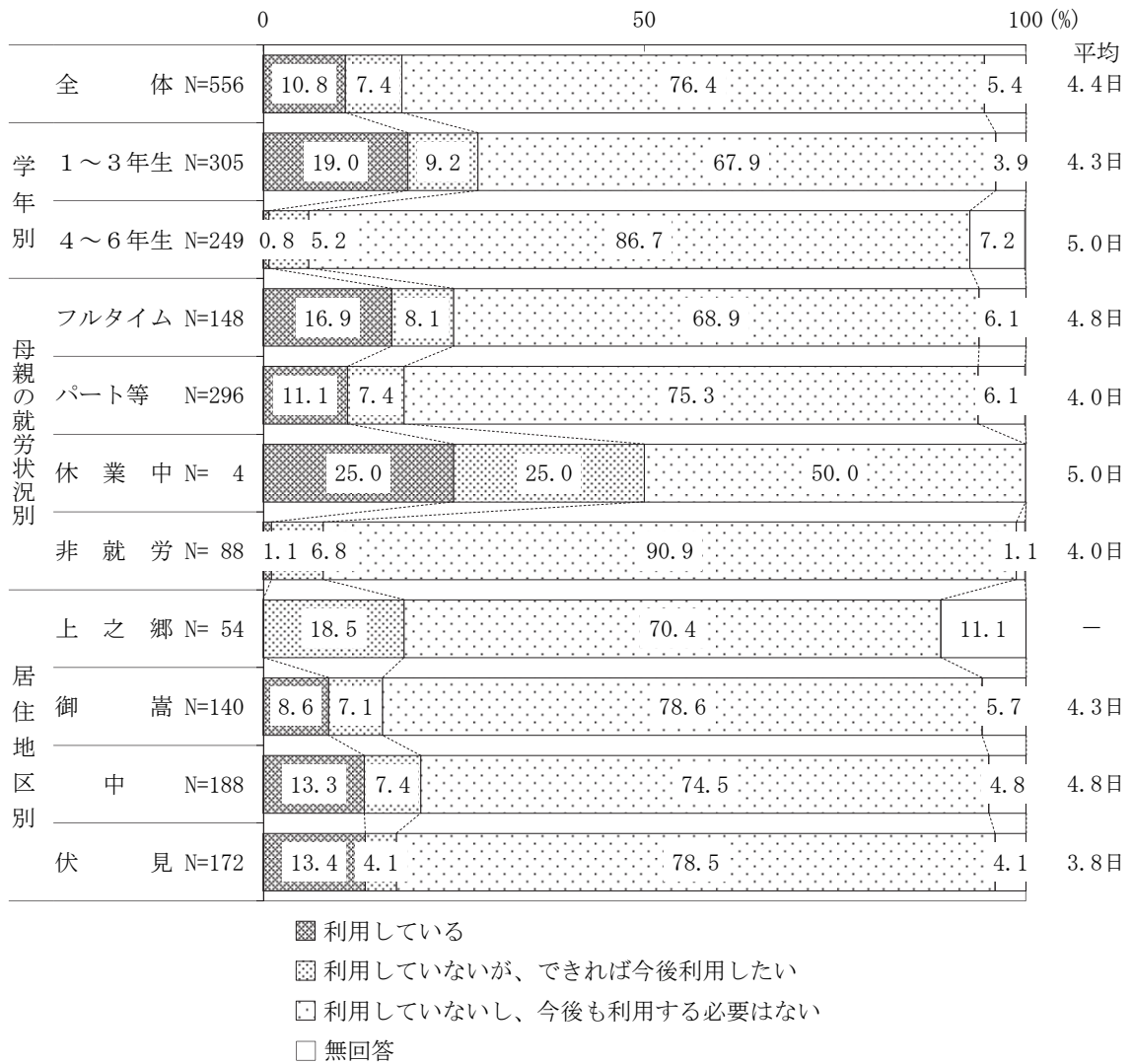
図表14 地域子育て支援拠点事業の利用意向（未満児）



(11) 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

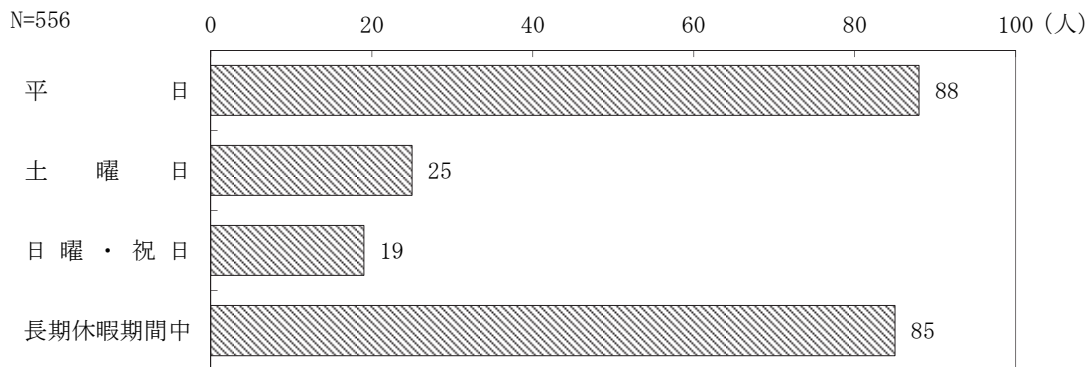
本町の放課後児童クラブは、現在、原則小学1～3年生を対象に、御嵩小学校および伏見小学校で実施しています。全体では、「利用していないし、今後も利用する必要はない」が76.4%を占めています。「利用している」は全体では10.8%ですが、学年別の1～3年生の約5人に1人が利用しており、母親の就労状況別のフルタイムおよび休業中、居住地区別の伏見および中が高くなっています。「利用していないが、できれば今後利用したい」は、現在対象外の4～6年生で5.2%、事業を実施していない上之郷で18.5%にのぼっています。

図表15 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



放課後児童クラブの利用意向を平日、土曜日、日曜・祝日、長期休暇期間中別にみると、平日、長期休暇期間中は85人以上で、土曜日、日曜・祝日は3分の1以下となっています。

図表16 放課後児童クラブの利用希望児数（小学生）

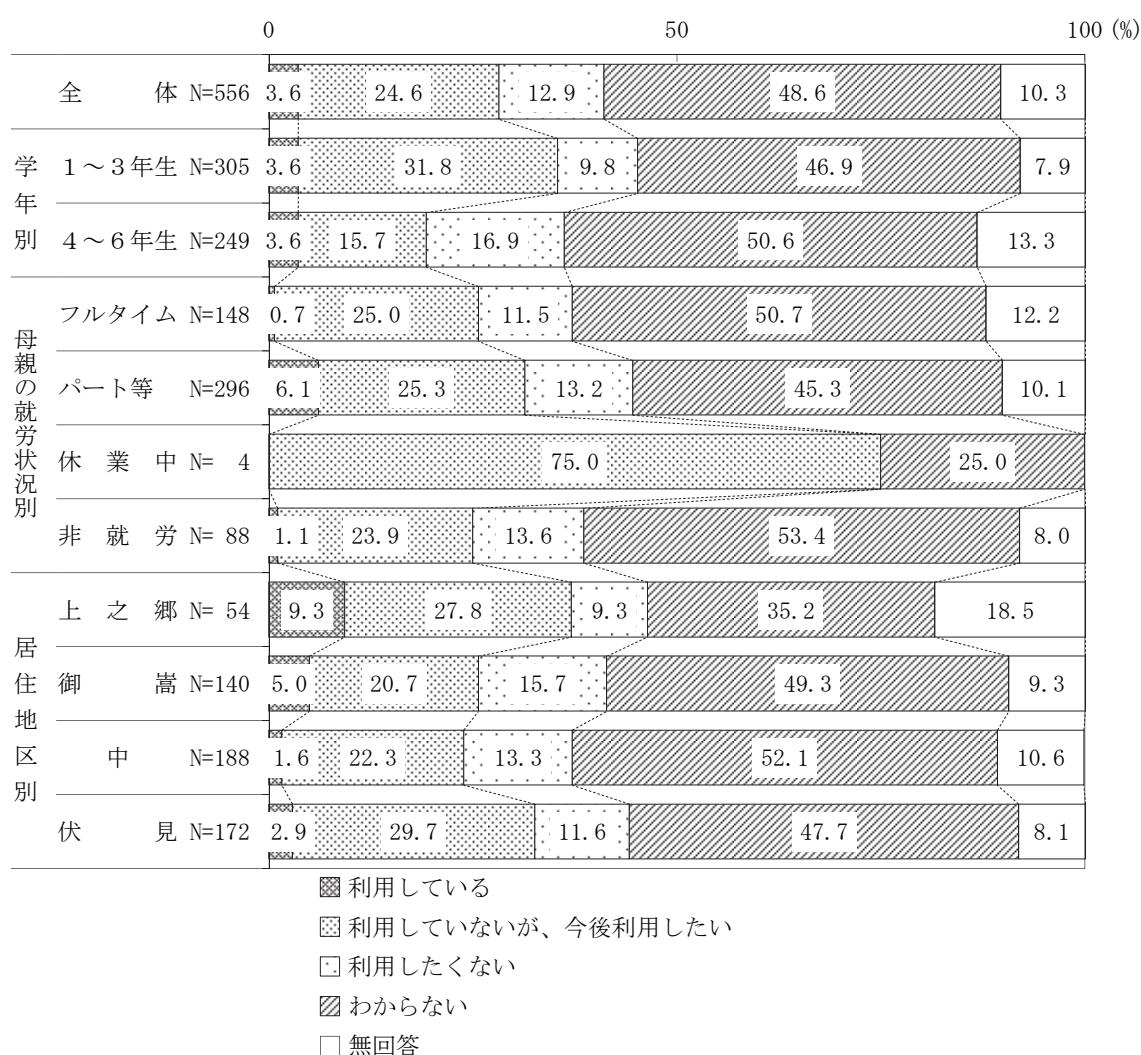


(12) 放課後子ども教室の利用状況・利用意向（小学生）

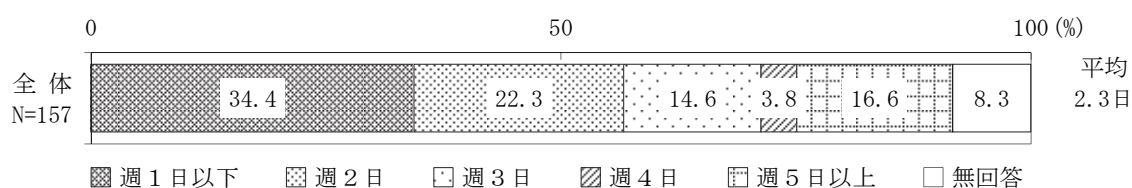
放課後子ども教室の利用を希望するかたすねたところ、「わからない」が48.6%を占めています。「利用していないが、今後利用したい」と「利用している」を合計した利用意向は28.2%です。利用意向が高いのは、年齢別の1～3年生、母親の就労状況別のパート等、居住地区別の上之郷および伏見です。

利用意向のあった人に利用したい日数をたずねたところ、「週1日以下」が34.4%と最も高く、次いで「週2日」が22.3%、「週5日以上」が16.6%などの順となっており、1週当たりの平均は2.3日です。

図表17 放課後子ども教室の利用状況・利用意向（小学生）



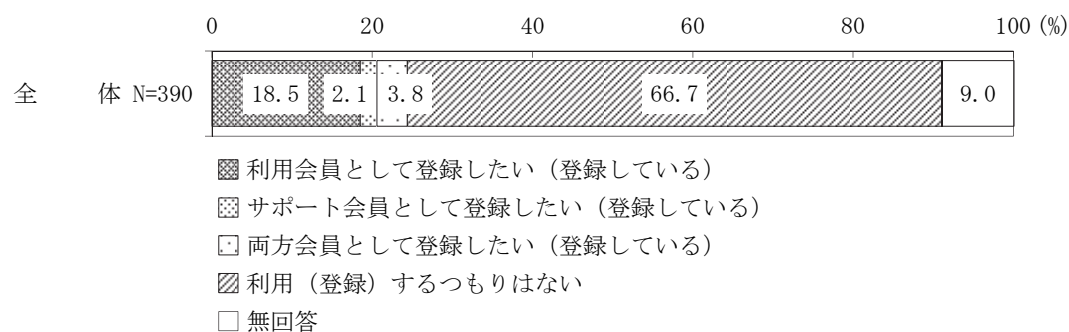
図表18 利用したい日数（小学生）



(13) ファミリー・サポート・センターの利用意向（就学前児童）

ファミリー・サポート・センター事業を今後利用したいと思うかをたずねたところ、「利用（登録）するつもりはない」が66.7%を占めています。「利用会員として登録したい（登録している）」（18.5%）、「両方会員として登録したい（登録している）」（3.8%）を合計した利用会員としての登録意向は22.3%（87人）となっています。

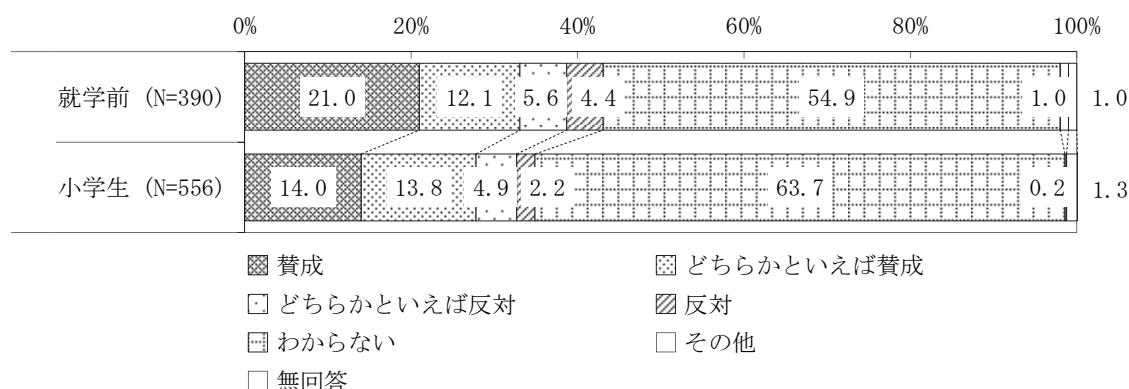
図表19 ファミリー・サポート・センターの利用意向（就学前児童）



(14) 保育園の民営化について

保育園の民営化について賛否をたずねたところ、就学前児童保護者の54.9%、小学生保護者の63.7%が「わからない」と答えています。「賛成」「どちらかといえば賛成」を合計した《賛成》は、就学前児童保護者が33.1%、小学生保護者が27.8%、「反対」「どちらかといえば反対」を合計した《反対》は、就学前児童保護者が10.0%、小学生保護者が7.1%となっています。

図表20 保育園の民営化についての賛否

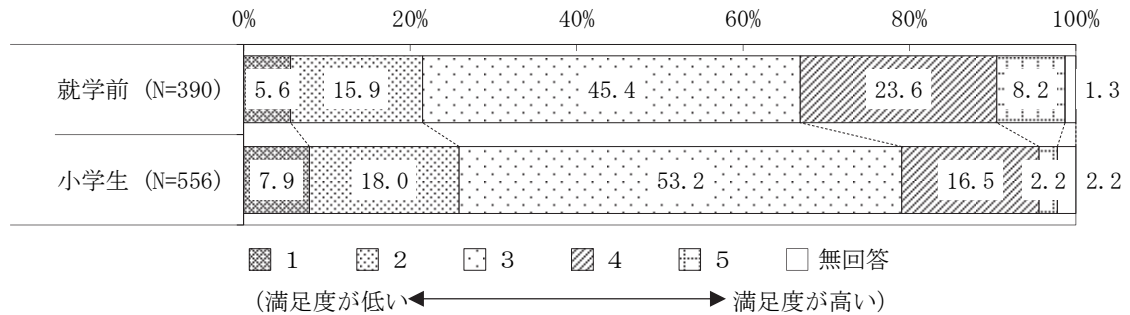


(15) 子育ての環境や支援への満足度

本町における子育て環境や支援への満足度について、「満足度が高い」を5点、「満足度が低い」を1点として評価していただいたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「3点」が最も高くなっています。次いで就学前児童保護者は「4点」が高く、小学生保護者は「2点」が高くなっています。

なお、平均は就学前児童保護者が3.1点、小学生保護者が2.9点となっています。

図表21 子育ての環境や支援への満足度

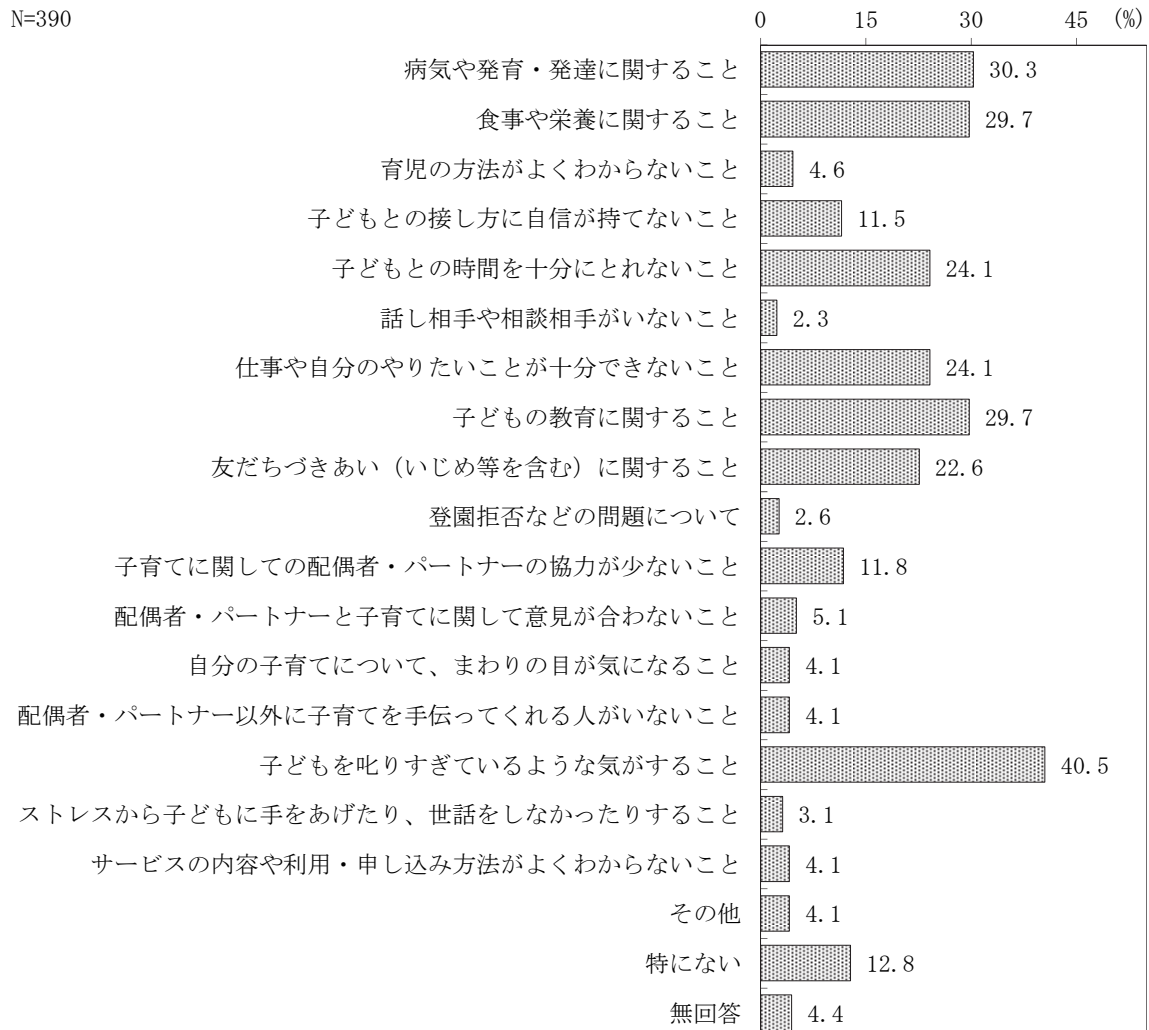


(16) 子育ての悩み

就学前児童保護者に、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることについてたずねたところ、「子どもを叱りすぎているような気がする」と40.5%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」の順となっています。

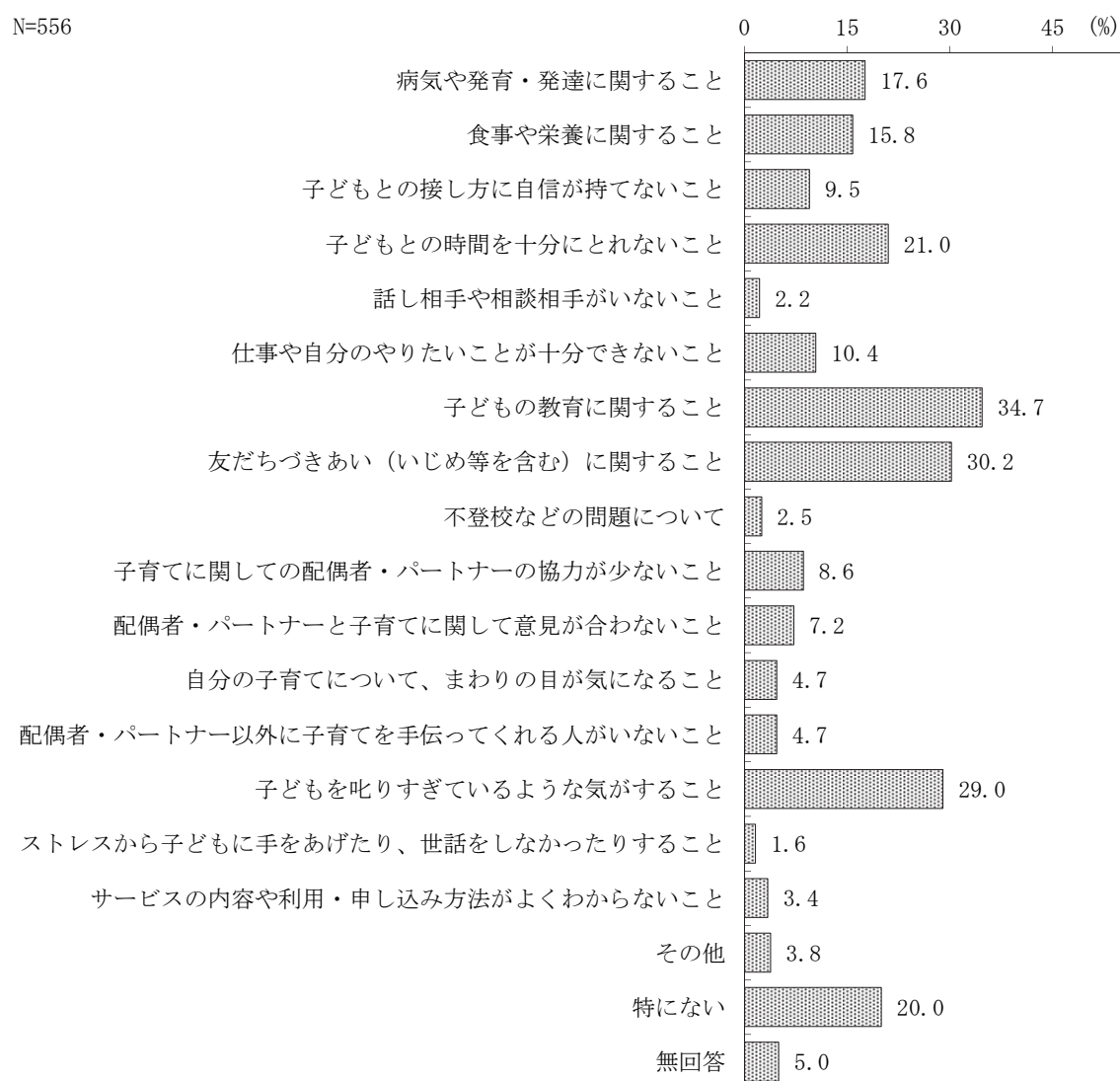
図表22 子育ての悩み（就学前児童、複数回答）

N=390



小学生保護者では、「子どもの教育に関すること」が34.7%と最も高く、次いで「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が30.2%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが29.0%などの順となっています。就学前児童保護者では“病気や発育・発達”“食事や栄養”が上位にきていたのに対し、小学生保護者では学力や友人関係に関する項目が上位にきているのが特徴です。また、選択肢が若干異なるため純粋な比較とはなりません。また、「特にない」は小学生保護者が就学前児童保護者を7.2ポイント上回っています。

図表23 子育ての悩み（小学生、複数回答）



御嵩町子ども・子育て支援事業計画

発行__平成27年3月

発行者__御嵩町役場

福祉課 児童福祉係

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

TEL 0574-67-2111 FAX 0574-67-1999

本書は再生紙を使用しています。